

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和6年第4回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和6年4月9日（火）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後4時20分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	中村 明慶 教育長	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員
	久保田 善彦 委員	土肥 和久 委員	
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	加藤 鉄也 学校ICT推進課長
	秋元 康裕 学力定着推進課長	富本 保明 教育指導課長	神保 義博 こども支援センターげんき所長
	鈴木 淳子 教育相談課長	絵野沢 秀雄 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	武内 新之介 学校施設管理課長	松本 令子 学務課長	物江 耕一郎 青少年課長
	楠山 慶之 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長	齊藤 ひろみ 子ども施設指導・支援課長
	柳瀬 晴夫 保育・入園課長	樋口 清二 私立保育園課長	小田川 佳剛 幼稚園・地域保育課長
	蜂谷 勝己 学童保育課長	高橋 徹 こども家庭相談課長	土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長
	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長	神山 和洋 東部地区建設課長	櫻井 健 西部地区建設課長
	依田 保 地域のちから推進部長	中島 宣幸 地域文化課長	大久保 慎也 中央図書館長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当主任
	古谷 諒太 教育政策担当係員		
欠 席 者	0名		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和 6 年 4 月 9 日

第 4 回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 定刻でございますので、ただいまから本年
第 4 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定員 5 名中 5 名でございます。
よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

○教育長 初めに、会議録署名委員の指名をいたしま
す。

本日の会議録署名委員に、早川委員、倉橋委員を
ご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1 「足立区教育委員会教
育長職務代理者の指名について」以上。

○教育長 足立区教育委員会会議規則第 8 条の規定に
より、教育長職務代理者の指名を行います。

私から、教育長の職務代理者に、早川委員を指名
いたします。よろしくお願いいたします。

○早川委員 よろしく願いいたします。

○教育長 次に、日程第 2 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2、第 3 3 号議案「足立
区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付につ
いて」以上。

○教育長 第 3 3 号議案について、絵野沢学校運営部
長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 恐れ入ります。お配りの資料の 4 ペ
ージをお開きください。第 3 3 号議案の説明となっ
ております。件名、所管部課名は記載のとおりでござ
います。

現在、東綾瀬中学校。いわゆる改築、建て替えを
行っているところでございますが、このたび新校舎
のほうが出来上がりの見通しが立ちましたので、学

校設置条例の一部改正をお願いするものでございま
す。

改正内容としましては、東綾瀬 1 丁目 5 番 3 号の
住所を、綾瀬 3 丁目 2 3 番 1 4 号に改めるものでござ
います。位置関係の図面は 6 ページにつけさせて
いただいております。

現在、こちらに関連して、令和 6 年 1 0 月 2 1 日
から新校舎で学校運営を始めたいと思っております
ので、施行日もその日にさせていただければと思い
ます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより
本案の審議に入ります。第 3 3 号議案について、ご
意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願
いいたします。いかがでしょうか。

それではないようですので、これより第 3 3 号議
案「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の
送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手
を求めます。

(挙手全員)

○教育長 全員でございます。挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり議決することにいたし
ます。

次に、日程第 3 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 3、第 3 4 号議案「足立
区立校外施設条例の一部を改正する条例の送付につ
いて」以上。

○教育長 第 3 4 号議案について、絵野沢学校運営部
長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 引き続き、8 ページをお開きくださ
い。第 3 4 号議案の説明資料となっております。件
名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今回の改正の大きな例といたしましては、鋸南自
然の家に関して、令和 7 年度、8 年度に大規模改修

を予定しておりまして、指定管理者の公募のほう、昨年度、令和５年度に１年間の指定管理ということで、公募をかけさせていただいたところでございます。

こういったことを実施しておりますと、なかなか指定管理は事業者さんのほうに負担がかかるということで、区全体で方針を決めさせていただきまして、公募によらず指定管理者を候補者とする、それを可能とするような条例改正となっております。

主な改正内容としては９ページに記載させていただいております。ご審議のほど、よろしくお願いいたしますします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第３４号議案について、ご意見、ご質問がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○早川委員　いいですか。

○教育長　早川委員。

○早川委員　鋸南の家は、売るとか売らないとかという話出ていませんか。

学務課長。

○学務課長　給食費無償化の話が出たときに、そういったお話も出ていましたが、売らずに大規模改修、令和７年、８年で今実施予定として、動いているところでございます。

○早川委員　了解いたしました。

○教育長　ほか、いかがですか。よろしいですか。

ないようですので、これより第３４号議案「足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の送付」について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長　全員でございます。挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたし

ます。

次に、日程第４を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第４、第３５号議案「足立区立図書館館則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第３５号議案について、依田地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　よろしくお願いいたしますします。

「足立区立図書館館則の一部を改正する規則」でございます。

改正の理由でございますが、未返却図書の発生抑制及び早期督促強化のための新たな対策を実施するため、所要の規定整備を行うものでございます。

主な内容につきましては、損害の賠償についてでございます。催告書を送付し、期日までに返却がないもののうち、資料の希少性等も踏まえて返却させることが適当と判断した場合には、中央図書館長の定めにより相当の金額をもって賠償させることができる旨の規定を追加するものでございます。

(２)でございます。未返納者の措置についてでございます。貸出停止措置の開始時期に、現行の返却期日の１か月後から、返却期日の翌日に前倒しするために規定を変更するものでございます。

(３)でございます。金銭による請求を求める催告書の発送についてでございます。一定期間返却がないものに対して、資料を紛失したものとみなし、金銭請求する場合がある旨を記載した催告書を発送することができるよう、規定を追加するものでございます。

施行の年月日については、本年７月１日を予定しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたしますします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第３５号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

ないようですので、これより第35号議案「足立区立図書館館則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第5を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第36号議案「積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について」以上。

○教育長 第36号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 17ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区立の保育園の指定管理者に払う管理運営費の執行残がございまして、この執行残の積立金を、これまで各事業者と協議をしながら返還していただくような和解をしましてまいりました。このたび、その和解内容を少し変更させていただくという議案でございます。

18ページをお開きいただくと分かりやすいので、18ページ。本36号議案につきましては、左側の太陽会の千住保育園になります。既に合意済みの返還額が4,900万余。既に返還いただいているのが2,400万余です。

今回修正させていただくのは、緊急修繕工事費用としまして、278万8,800円を今回認めて、返還予定額を記載のとおり変更させていただくという内容でございます。

これは、今回この指定管理者につきましては、現在、民営化されております。この緊急修繕工事は、指定管理の期間に工事を行う予定だったのができな

かったということで、今回、申し出がありまして、今回工事をしてもいいよという形で変更させていただくという内容でございます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第36号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○教育長 倉橋委員。

○倉橋委員 この返還額というか、積立額というのが結構な金額あると思うのですが、これは何年ぐらいかかって、この金額まで積み立てられていたのでしょうか。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 今、手元に資料がないのですが、申し訳ございません。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 平成29年から各事業者と協議をしまして、基本的に10年指定管理期間ではあるので、恐らくその10年のうちの合計額という想定です。

○倉橋委員 結構です。大丈夫です。ありがとうございます。

○教育長 ほかいかがでしょうか。

ほかにないようですので、これより第36号議案「積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第6を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第37号議案「積立

金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について」以上。

○教育長 第37号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 21ページをお開きください。先ほどの36号議案と同じく、相手方が太陽会の積立金の和解内容の変更になります。

23ページをお開きいただきたいと思います。こちら、新田おひさま保育園でございます。こちらは既に合意済みの返還額が5,000万円余になっておりまして、既にその半分が返還いただいております。

今、皆さん運営しておりますので、その中で緊急修繕費用であるとか保育士の処遇改善費用、また、運転資金につきましても、今回和解、合意内容の変更の中で認めてもいいよということで、この保育園の指定期間満了までに、使わなかった分はまた返していただくという形になります。

なぜ、このような形にしたかというお話をさせていただくと、実は平成29年から始まったこの積立金の和解につきまして、この太陽会が率先して早期の段階で合意をしていただいております。

その後、実はいろいろな法人さんと調停などをして和解を進めていった中で、このような緊急修繕費用であるとか、保育士の処遇改善費用というのを認めた上で和解をしていったところになります。

当初、こちらの太陽会にはそういうのを認めてなかったのですが、今回そういう申出があったので、最初の合意をして認めてなかったものを後から合意した団体がいろいろ経費を認めていったので、それに合わせた形で、今回このような形で議案を出させていただいて、変更させていただくということでございます。ご審議のほう、よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第37号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかが

でしょうか。

早川委員。

○早川委員 同じ法人なのですね、太陽会。全部この運転資金というのも認めてあげてしまうということですかね。この新田おひさま太陽会のほうは。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 この運転資金というのは、この保育園が令和9年度に閉園を予定しておりますので、閉園に伴う例えば移転の経費であったりとか、閉園の式典等には今後、経費が発生する可能性がありますので、その分を一次的に園のほうにプールさせていただきます。結果的に使わなければ、最終的には区のほうへ返還されるようになっております。

○早川委員 園にプールするというのはどういうことでしょうか。そのたびごとにかかるものではないのでしょうか。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 一応、この1,900万余については、現在、法人のほうに入っておりますので、そこについては法人の中でまずは支出をしていただくものですが、支出をする前に、区のほうと協議をした上で、承認が出てからの支出という流れになっております。

○早川委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 久保田委員。

○久保田委員 分からないので質問します。積立をしている点です。それぞれが多分修繕費とかで使うと思います。支出の許可を出すのは、今までも区が出していたのですか。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 指定管理については、協定書等を結んでおりますので、その範囲の中については通常の管理になりますので、その都度区が承認等は行っておりません。ただ、今回の積立金という部分については区がしっかりと関与をして、支出を認めるという形を取っております。

○久保田委員 はい、分かりました。もう一点ですが、これ、半額ぐらいは余りませんか。例えば、新田お

ひさまが返還をしているので、半分は使わない資金であると思います。ほかの園でも同じように積立が過剰になり、余剰金が発生するような事態にならないかが心配です。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 全部で9法人と和解等を進めてきております。和解の中で各法人とも納得は頂いている上で、和解をしております。

今回、太陽会、こういう形で合意内容を変更させていただくのですが、他の法人にも既に返還等は始まっておりまして、既に完済している法人もあります。

結果的に太陽会以外では、あともう1法人があって、5月での返済をもって全て完済となりますので、その時点で今後も各団体から変更の要望があっても、そこについては、区としては対応しないという方向で考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第37号議案「積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。

次の日程第7、第38号議案から日程第10、第41号議案までは、足立区教育委員会会議規則、第14条第1項のただし書きによる人事に関する事件、その他の事件でありますので、非公開の会議といたします。

お諮りいたします。第38号議案から第41号議案までにつきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

————(非公開議案審議中)————

それでは日程第11を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第11、第42号議案「『足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第42号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。本体の資料の25ページをお開きください。第42号議案になっております。

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部改正につきまして、足立区長から意見を求められているものでございます。

改正の内容でございます。項番3を御覧ください。主な改正内容をご説明いたします。

こちらの委員会の所管事項に、これまでの計画の進行管理の評価、これに加えて3分野計画の策定を追加するものでございます。それから2つ目の改正点といたしまして、委員定数を16名以内から22名以内に改めるものでございます。

項番4、施行年月日は公布の日からとなります。

こちらについて、異議ないものとしたしたいと思いますので、ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第42号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

○教育長 早川委員。

○早川委員 この、策定とそれから管理と評価という

ことが一体になるというのは、私はとてもいいことだと思うのですが、ただこの評価をするというのは、自分たちの課のところを自分たちが評価するということになりませんか。

地域文化課長。

○地域文化課長 私は3分野連携担当課長を兼務しておりますので、この案件についてご説明させていただきます。

今回の評価につきましては、それぞれの委員さんに評価をお願いしているところですので、自分たちで評価をするということではございません。

中央図書館長。

○中央図書館長 昨年度まで、3分野連携担当課長を兼務しておりましたので、私から補足をさせていただきます。

この審議会自体が、外部の委員さんによる審議会という形になりまして、外部評価をしていただくという形になっております。

○早川委員 分かりました。ありがとうございました。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それではないようですので、これより第42号議案「『足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

依田地域のちから推進部長及び大久保中央図書館長については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れさまでした。

次に、日程第12、教育長報告を議題といたします。今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は、全ての報告が終了しましたら、一括で頂くようお願いします。

それでは、(1)及び(2)について、加藤学校ICT推進課長、お願いします。

学校ICT推進課長。

○学校ICT推進課長 よろしく願いいたします。

資料の30ページ、お願いいたします。小中学校のICT機器活用に関する効果検証についてのご報告でございます。

項番の2、御覧ください。こちら、検証結果の詳細でございます。31ページ、お願いいたします。こちらの検証結果を受けまして、課題と対応策についてまとめさせていただいております。

まず、1点目でございます。教員用、児童用タブレットともに活用は進んでいるものの、まだ2割程度、週5時間使用していない教員がいるということが課題として認識してございます。こちらに関しましては、まず、校内研修を充実する等、しっかり活用について情報を届けていきたいと考えているところでございます。

課題の2点目でございます。協働的な学習の中で、15%と大きく上昇はしているものの、まだ目標である70%には達していないというところでございます。こちらに関しましても、既に好事例がたくさんございます。こちらの好事例を横展開をして、活用の拡大に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目でございます。プログラミング教育でございますが、こちら大きくポイントを下げているというところでございます。こちらのプログラミング教育に関しましては、指導要領に規定されているものでございますので、2時間以下では全学校やっておりますが、2時間以上では残念ながらこういう数値になっているというところでございます。今後、実施状況を情報提供してこちらのほうの拡大を進めていきたいと考えているところでございます。

お手数ですが、32ページをお願いいたします。同様に、中学校の検証結果についてもまとめさせていただいております。

こちら、3番の(2)主な課題と対応についてで

ございます。小学校同様、3割程度、週5時間使っていないという数字が出ておりますので、こちらに関しましてはスキル向上に対して、研修の充実を図っていきたくと考えているところでございます。

33ページ、お願いいたします。こちら令和4年度の実績に比べて、全体的に底上げが図られているのですけれども、小学校と比べるとなかなか実績のほうが上がっていないというのが課題と認識しております。こちら、中学校のICTのモデル校を、現在2校から3校に増やして、活用事例をまず創出していきたくと。それをしっかり横展開をしていくというのが1点目でございます。

あと、タブレットも使い方、活用の情報をどうやって活用していくかという能力の育成について、しっかり取り組んで参りたいと考えているところでございます。

こちら、効果検証については以上でございます。

続きまして、34ページお願いいたします。令和5年度、情報モラルに関する調査結果の報告についてのご報告でございます。

こちら、項番2の(3)の折れ線グラフと棒グラフを見ていただくと、全般的な傾向といたしまして、学年が進むにつれて、達成度が下がってきているというのが実態として見ていただけるかと思います。

これを、大きくジャンル分けしますと、35ページ、お願いいたします。1番、2番に関しましては、これがタブレットの利用に関するところでございます。こちらに関しましては、特に②、92.1%、目標値全て95%でございますので、こちらに関しまして、92.1%となっているということで、やっぱり学年が進むにつれて、なかなか厳しい状況であるというところでございます。

項番の15番から18番までが、いわゆるタブレット使用上の健康面に関するものということでございます。こちら、やはり活用が進んでくると、なかなか時間を守れないというか、近づいて見てしまうとか、そういうところがあるというところで、我々としまして、タブレットの使い方についてしっか

り情報発信をしていきたいと考えております。

36ページ、お願いいたします。大きな課題と対応策についてまとめさせていただいているところでございます。先ほど申し上げた、使用目的に関する項目に関しましては、情報発信をしっかりしていく。健康に関する項目につきましては、同様に情報発信をしていくということで、児童・生徒の健康を守っていきたくと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○教育長 次に(3)について、秋元学力定着推進課長、お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 それでは資料37ページを御覧ください。「足立はばたき塾」に関する令和5年度塾生の進学状況、また令和6年度の実施内容についてということで、ご報告させていただきます。

項番1ですけれども、令和5年度の進学先についてまとめさせていただいております。「進学指導重点校等」ということで、都が指定する学校になりますが、こちらの学校について37名が合格したということになっております。また、「その他都立と私立」合わせて50名ということで、総計87名の合格者になっていきますけれども、受講生が87名ですので、進学率としては100%進学先が決まったということになっております。

次のページ、見ていただきまして、進学先の志望順位につきましては、第一志望、第二志望ということで、約9割弱の生徒が、志望先に進学したということになっております。

また、2番今年度の状況ですけれども、100名定員のところ今、97人の入塾決定者がおりまして、あと3人定員に空きがあるのですけれども、こちらにつきましては今、第二次募集をしているところで。学力診断テストとか、また、収入状況の認定をさせていただきまして、追加の入塾者を決定して、5月25日からは合流してやっていくという予定になっております。

遅れましたけど、4月6日、先週の土曜日ですが

無事開校ということで、97名のところ1名体調不良で欠席だったのですが、96名の生徒が集まりまして、今年度頑張っていこうということで開校したところでございます。私からは以上です。

○教育長 次に（４）から（６）までについて、富本教育指導課長お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 よろしく申し上げます。資料39ページをお願いいたします。令和7年度足立区立中学校使用教科用図書採択日程についてでございます。

項番1、採択教科につきましては、10教科16種目でございます。この際、外国語、英語に関しましてはデジタル教科書についても調査し、採択の考慮の一環とさせていただきます。

項番2、区民向け教科書展示会でございますが、採択前の展示につきましては、令和6年、6月上旬から7月上旬の間、連続した24日間、そちらに書いてあります3か所にて展示会を予定しているところでございます。

（２）の採択後の展示でございますが、2か所。区役所の本庁舎2階の区政資料室と中央図書館の教科書センターで採択後の展示を予定しているところでございます。

項番3、採択日時でございますが、8月20日火曜日、教育委員会の定例会にて教育委員会の皆様に採択をしていただく予定となっております。採択結果の報告につきましては、東京都教育委員会へ8月30日までに行う予定でございます。

項番5、今後の方針でございますが、41ページに教科書採択の流れを載せておりますので、その流れにそって採択の手続きを取っていきたいと思っております。以上でございます。

続きまして42ページ、部活動に関する教員、生徒、保護者への意識調査の結果についてでございます。

項番1、調査目的でございますが、そこに書いてありますとおり、様々な部活動に対して、世論や様々な声がありますので、実態を把握するということ。

今後も地域移行化に向けた検討を進めるという、その資料の一助となることを目的として行っております。

項番2、対象でございますが、区内の中学校、教員、生徒及びその保護者を対象として行いました。

項番3、調査方法でございますが、Google Formsを使いまして、項番4、調査時期はそこにありますように、本年の1月23日から2月9日までの期間で行いました。

項番5、調査結果につきましての詳細につきましては、44ページから46ページに載せておりますが、その中でも顕著に現れているものをここに3つ挙げさせていただいております。

（１）負担感を感じている教員が65.3%いるという実態がございました。（２）現在の部活動の形のまま、継続を望む生徒や活動時間をもっと増やしてほしいと思う生徒の割合が高いという結果が出ました。（３）です。部活動が地域の活動に移行した際には、月に5,000円程度の負担額であれば、参加させたいと考えている保護者の割合が高いということがございました。

項番6でございます。令和6年度の方針でございますが、地域移行化に向けてまだ都や国の方針が定まってないところがございますので、まずは教育指導課がもっています、外部指導員や部活動指導員を拡充しまして、1校、また1種目でも多く外部指導員、部活動指導員を配置して生徒、または部活動の教員の負担軽減に寄与していくよう努力していくところでございます。部活動に関しては以上でございます。

続きまして47ページ、「『令和5年度第3回学校生活及びいじめに関するアンケート調査』の報告について」でございます。

こちらにつきましては、例年、年3回実施しております、いじめに関するアンケート調査の令和6年2月に実施したアンケート調査の結果でございます。項番2にありますように、対象は本区の小・中学校全児童・生徒でございます。回収率は98.3%で

ございました。

項番3、結果概要でございますが、相談できる人がいないと答えた割合が1.0%で、前回よりも0.2ポイント増加したというところが、今回の結果概要として出てきたところでございます。

項番4、アンケート結果の分析と今後の対応でございますが、49ページ、50ページに今回の結果と令和5年2月からの経年の数字を載せておるところでございますが、それぞれ数値は軒並み改善しております。こちらは学校の地道な努力の成果であると考えています。

また、今後の対応といたしましては、本区ではW E B Q Uという、学級の中では子どもたちの心の様子を把握できるような調査も行っておりますので、こちらでのクロス集計も行いながら、学校にはきめ細やかな指導を行うよう、指導して参るところでございます。

相談先についてでございますが、スクールカウンセラーに対して、相談ができると回答した児童・生徒の割合は増加しているところでございます。この辺に関しましては、相談体制が広がっているところだと考えております。

48ページでございますが、これは毎年行っているところでございますので、数字が改善しているところだと思っております。

こちら、学校だけでは解決が難しい場合には、我々、教育指導課と連携しながらいじめの解決に導いていきたいと思っているところでございます。そのためには、今後も「いじめ等問題対策委員会」において様々なご意見、またご指導、ご助言を仰いでいきたいと思っているところでございます。

最後にエでございます。98.3%と報告させていただきましたが、この回収率の中に、未提出の中に昨今、外国にルーツのあるお子さんの割合が高くなっているというところが考えられております。

この辺につきましては、今後、例えばルビを打つなど、様々な手を打ちながら、外国にルーツのあるお子さんも、このいじめの相談がしっかりとできる

ようなアンケートの体制を検討していかなければいけないと思っているところでございます。

以上でございます。

○教育長 次に、(7)及び(8)について、神保こども支援センターげんき所長お願いします。

こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 よろしく申し上げます。私からは「令和6年度ペアレント・メンター事業について」ご報告させていただきます。

令和5年度まで、委託事業を行っていたペアレント・メンター事業を、6年度から区主導の事業に切り替えるというものでございます。

項番1、イメージ図のとおりでございますが、場所はこども支援センターげんきの5階に事務所というか、スペースを設けております。要綱に基づき団体に登録していただきまして、その団体で相談を受けていただくというような仕組みになってございます。

項番2、相談日でございます。週3回、今のところ火、木、金、3日間を予定しておりまして、業務といたしましては個別の相談、グループ相談が主なものとなっています。

続きまして、53ページを御覧ください。直近の報告は、12月の文教委員会でございますけれども、その後の動きを幾つかご説明したいと思います。

まず、養成研修を開催いたしまして、これは区の養成研修ですけれども、4名が受講を終了しております。また、ペアレント・メンターのアドバイザー2名を委嘱させていただきましたが、これまでもお力添えいただいておりますけれども、引き続きご協力をいただけるようになっています。

また、実施要綱等の整備が完了し、現在、登録団体の申込を受け付けておりまして、本日現在、速報ですけれども1団体申し込みいただいたという報告を受けてございます。

また、時間ですけれども、前回までは午前、午後、多少時間がまちまちでしたので、午前、午後、3時間に統一してご利用しやすいように改善をさせてい

いただきました。

続きまして、報酬、謝礼ですけれども、前回からの違いといたしましては、1件5,000円としていたものを、1日5,000円。また謝礼を、交通費を鑑みまして、1,500円に少しアップさせていただいたというところが変更点でございます。

今後の方針ですけれども、まずは持ち込みいただいたものの審査をして、まず団体との協定を結ばせていただきます。その後なるべく早く開始をさせていただいて、初めての事業になりますので、なるべく早く事業所と調整しながら、安定運営に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、54ページでございます。区立小学校における医療的ケア児の支援に関するご報告でございます。

こちら、令和6年度より小学校6校、6名で本格的な支援を開始いたしますので、ご報告になります。

項番1です。ポイントといたしましては、これまで行っていた常駐方式、事業者の委託方式と、近くの保育園の看護師が回っている巡回方式という3つで行っていましたが、この委託の事業は、それを補えることができると分かりましたので、この巡回をやめ、この常駐方式と委託方式の2本で行っていくというものでございます。

なお、看護師の関係につきましては、月1回の定例会で意見交換しながら、また力を借りていこうと考えております。

ガイドラインにつきましては、既に学校に周知してございまして、この方針ですけれども、いわゆる学校側は、まだまだ受け入れ方に不安があるという声もたくさんあるようですので、そういったお声を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○教育長 次に、(9)について、鈴木教育相談課長をお願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 よろしく申し上げます。では、55ページをお開きいただきたいと思います。

こちら、東京都が行っているバーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業についてです。

項番1、この事業のポイントといたしましては、不登校対策の1つとして、東京都が無料で提供する仮想空間に足立区が今年度から参加するというものです。

参加自治体につきましては、昨年度8自治体だったところ、今年度、令和6年度は足立区を含め20自治体が新規に参加することになりました。23区内では今年度、10区が参加する予定でございます。

項番2、区で行う支援内容につきましては、記載のとおりになっておりますが、まずは子どもたちのファーストステップとしてやってみようと考えております。

続きまして、56ページの1行目のところにあります、想定人数ですが、チャレンジ学級やあすステップの通級が不定期な生徒を想定しておりまして、大体30人から40人を想定しております。

57ページの図を御覧ください。こちらが「【支援対象者】(予定)」とありますように、今回対象としておりますのは、上の太枠の中、チャレンジ学級やあすステップに、通級が不定期な方を想定しております。これまで行っていたroom-Kにつきましては、一番下の⑤のところになります。こちらは引き続き継続して実施いたします。

以上です。

○教育長 次に、(10)について、松本学務課長をお願いします。

学務課長。

○学務課長 学務課からは令和5年度に実施いたしました、「貧血・小児生活習慣病予防健診の実施結果について」ご報告いたします。

まず、検査内容ですけれども、肥満度の計測と血圧測定と採血をやっています。

まず、項番2の中学校の実施結果ですけれども、健診対象者は中学2年生全員となります。それ以外には、中学2年生のときに有所見となった中学3年生が対象となっています。

こちら、58ページの下のところのイ、総合判定とありますけれども、これは令和5年度の中2、中3の有所見になった割合等が載っているものになりまして、まず中学2年生で有所見となったのは25%前後となっております。中3については、元々有所見のお子さんたちでしたので、有所見になっているのは56%程度という高い数値になっております。

おめくりいただきまして、59ページでございます。59ページの上には、中2の男女、中3の男女ということで、それぞれ有所見になったお子さんたちの割合を指しているものです。

こちらやはり中3の男子、女子が上の2つの丸と三角にありますけれども、こちら中3のほうが割合としては高い傾向にございます。中2につきましては、大体横ばいになっているというのがこのグラフから分かります。

ウの検査項目別の有所見者の割合を見ていただきますと、肥満については、中3は男子が半数程度を占めています。中2についても、肥満はやはり男子のほうが多くて、14.39%というようなことになっております。

あと、糖尿病関連ということで、ヘモグロビンA1cのほうも、全体的に高めということで中2、中3を見ましても高い傾向にございます。

59ページの下にも、中学3年生の前年度の検査結果との比較ということで載せてございまして、令和4年度の有所見率が70%程度でございましたが、令和5年は56%程度、少し、ポイントとしては13ポイント程度落ちているというような状況がございました。

60ページでございます。こちら、改善のための取組ということで、今、やらせていただいているものが各学校での受診勧奨、2つ目が養護教諭ですとか栄養士による事後指導、保護者面談というのをやらせていただいています。

こちらは学務課からも栄養士と保健師が行きまして、一緒に栄養相談なども行っているものです。3

番につきましては、そこと併せて専門医にも来ていただきまして、講演と個別相談をやっているものです。

なお、中学2年生につきましては(3)の生活アンケートというものを実施しておりまして、こちらのア、イ見ていただくと、朝食を食べる頻度が少ないと標準体重にならない。朝食を食べる頻度が多いほど標準体重のお子さんが多いという傾向がこちらから見えております。

また、運動につきましてもやはり運動する習慣があればあるほど標準体重の割合が多いというような結果が出ております。

4番は、事後講演会と個別相談についての日程になります。こちらは保護者も一緒に来ていただいて、一緒に相談ができるものでございます。

61ページ、おめくりいただきまして、こちらは小学校のモデルの実施結果であります。

令和5年度から小学校はモデル5校で健診を実施しまして、こちらのモデル5校というのが肥満度が高めの学校を選定したというところでやっております。

(2)の健診結果を見ますと、受診率は中学校とさほど変わらないのかなというところです。有所見の割合で見ると、36%程度という形になっていまして、中学校よりも少し高いかなというところです。

あと、ウ、検査項目別の有所見者の割合を見ていただくと、やはり肥満、ヘモグロビンA1cどちらも男子児童のほうの結果としては高いという傾向が出ています。

こちらの生活アンケートの結果を見てますと、やはり朝ごはんをほとんど食べないというお子さんについては、少し課題が見えてきておりますので、今後、62ページの項番4の今後の方針になりますけれども、区の栄養士や保健師と連携しまして、各小学校への出前教室等で啓発を強化していくということこれからやっていきたいと考えております。

以上です。

○教育長 次に、(11)について樋口私立保育園課

長お願いします。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 資料 6 3 ページを御覧ください。

「令和 6 年度公設民営保育園の次期指定管理者公募について」報告させていただきます。

令和 7 年度末で指定管理期間が終了する保育園について、新たな事業者を募集します。

1、該当となる保育園については、記載の 5 園が該当しております。

2、次期指定管理期間についてですが、原則どおり 10 年間で指定させていただきたいと考えております。そのうち 3 番目のせきや保育園については、この地域で開発が予定されております。今後、人口が増えるということがありますので、一度、令和 14 年度で今後の保育需要についての検証を行います。その関係もありますので、指定期間については 8 年間でさせていただいております。

次に、6 4 ページを御覧ください。4 番の今後のスケジュールになります。4 月 25 日に公募を開始させていただきまして、7 月、8 月と選定審査を行ってまいります。

年内 10 月下旬頃には事業所を特定させていただきまして、議案として提出できたらと考えております。

私からは以上です。

○教育長 次に（12）について、蜂谷学童保育課長お願いします。

学童保育課長。

○学童保育課長 6 5 ページをお開きください。私からは、「令和 6 年度学童保育室事業者選定の概要について」報告させていただきます。所管部課名は記載のとおりでございます。

学童保育室におきましては、年々需要が高まっております。そのため、このたび令和 6 年 3 月に「足立区学童保育室整備計画」の見直しを行いました。この見直しに基づきまして、今年度中に民設学童保育室 23 地区、25 室を新規に整備しまして、令和 7 年 4

月に待機児童の解消を目指すものでございます。

新設学童につきましては、民設の学童を公募する形を取ってございます。6 5 ページ、1 番の表のとおりでございまして、こちらの表の内容を公募をかけるところでございます。

6 6 ページ、お開きください。6 6 ページ、上のほうの表でございしますが、こちらにつきましては第二次募集としまして、補正予算、こちらのほうが可決されましたら実施をする予定でございます。

委員の構成及びスケジュールにつきましては、（2）（3）に記載のとおりでございます。

6 7 ページ、お開きください。こちらにつきましては、現在、指定管理で行っております学童保育室、校内学童でございますが、足立小学校と、西新井第二小学校学内にある学童保育室の指定管理者でございますが、指定管理期間が満了になりますので、こちらの更新ということでまた公募をするものでございます。こちらにつきましても、委員の構成及びスケジュールは記載のとおりでございます。

私からは以上です。

○教育長 次に、（13）について、中島地域文化課長お願いします。

地域文化課長。

○地域文化課長 よろしく願いいたします。私からは、足立区ギャラクシティ指定管理者の公募についてご説明させていただきます。所管部課名については記載のとおりになっております。

ギャラクシティにつきましては、令和 7 年度、大規模改修を予定しておりましたが、ギャラクシティが使用している土地が東京都のものになります。定期借地権で 30 年今までお借りしておりましたが、今後 30 年借りる予定でしたが、それが短くなって 20 年となってしまいました。

そういったことから、工事内容であるとか工事金額であるとかもう一度精査するということになりましたので、工事期間を令和 7 年スタートから、令和 9 年スタートに変更させていただきます。

それに伴って、指定管理者を公募させていただき

ます。記載1番のとおり、期間については令和7年4月から2年間、スケジュールについては4月25日からあだち広報に記載させていただいて、募集説明会を5月10日に行い、11月の中旬にはこの教育委員会で再度、議案を提出させていただいて、ご審議いただければと思っております。

なお、3番の選定審査会の委員につきましては、学識経験者、外部の2名を含む6名で構成しております。今後につきましては、スケジュールに沿って今後、遅滞のないように進めていくつもりでございます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま、各所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 神保所長にちょっとお聞きしたいのですが、医療的ケア児について、小学校には、今、看護師さんはいないのですよね。

○教育長 こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 看護師は、小学校に常駐はしておりません。たん吸引に関しましては、訓練を受けた方が2名常駐でおりまして、その方がスクールアシスタントとして常駐して、対応すると。それ以外はこちらのとおり、委託の事業者が医師に定められた時間、指定によって巡回者が行くことになっています。

○早川委員 アシスタントというのは、いわゆる訓練を受けた人であって、素人の方でもなれるようなシステムがあるのですが、看護師さんではないのですよね。

○教育長 こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 今のたん吸引のほうのご質問だと思うのですが。看護師さんではございませんが、そういった訓練を受けた方が任命されていくということです。

○早川委員 ありがとうございます。

○教育長 久保田委員。

○久保田委員 まずICTのところについてお聞かせください。

使用率が目標には達していませんが、ずいぶん上昇したことは大変よかったと思います。更なる解決には横展開が必要だと思います。何回か出てきましたが、横展開の仕方について、どういう検討があるのかをお教えください。例えばモデル校を増やすと書いてありました。素晴らしいことだと思う反面、心配もあります。この間、我々はモデル校のリーディングDX授業公開に行ってきました。非常に素晴らしい授業でした。ICTを効果的に活用していて素晴らしい、模範的な使い方をしていると感心しましたが、それを増やすことが横展開に本当になるのかと思いました。モデル校は、あまりにも先端過ぎて、見本を通り越し、真似のできない存在になってしまうのではないかと、少し懸念されました。

横展開は大変大切です。評価項目の達成率向上に不可欠です。モデル校以外に横展開をする手法はないのかという点が1点目です。

2点目はモラルですが、モラルは健康面を含めて、保護者や家庭への周知、理解が必要だと思っています。そのところの対策を教えてくださいとありがたいです。

もう一点、いじめについてです。いじめの件数についても、いろいろな評価があります。多少心配なのは51ページです。2月の冷やかし、からかいは、年々、上がっているのが少し心配です。

前担当者から、今、いじめられていると回答した人間は特定できていると話を聞いております。さらには、QUとリンクして把握しているとの話もありました。いじめられているとのアンケート結果が出た後、どういうフローで学校に流れ、指導していますか。

よく分からないので、この調査の後の流れを、教えていただけるとありがたいです。よろしいでしょうか。

○教育長 学校ICT推進課長。

○学校ICT推進課長 私の方からはご質問のまず1点目。確かにDXモデルは、非常にレベルが高いというところで、これが横展開できるのかというご質問かと認識しております。

おっしゃるとおりで、やっぱり学校でいろいろ、まだ到達点というのは違うと思います。その中で、我々、ICTメンターとして、ここでICTスキルの高い教員さんを選んで、その中でやれることは何だろうということで、そういう、最初の一步の横展開というのも重要なと思いますので、新年度、取り組んでいきたいなと考えております。

あと、情報のモラルに関しましては、保護者への啓発、非常に重要だと思っております。これも意識啓発しか正直ないというところでは思っておりますので、C4thのHome & Schoolになったとき、しっかり情報を発信していきたいと考えているところでございます。

学校ICTからは以上でございます。

○教育長 学務課長。

○学務課長 目の健康については、学務課のほうではり今、スマートフォンですとかタブレットを見る時間が延びているというようなところ、調査の結果でも出ていますので、それについてはやはり、学校保健係のほうから周知をしていこうと考えております。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 このアンケートの調査の結果でございますが、まず学校で子どもが書いてきたものを預かります。そうすると、担任が開封をします。そこに自分がいじめられているとか、冷やかしがあったということを担任がまず把握しますので、そこから担任から当該のお子さんに対してアプローチをかけたり、または学校の中にいじめの委員会がございますので、重篤と考えられる場合にはそこで複数の教員、または管理職も入ってそこでその後の対応を検討しながら実際に手を打っていくという流れになっております。

以上でございます。

○久保田委員 WEBQUとかは、委員会側がやるのですか。それともそれは全て学校側でやっているのか。

○教育指導課長 学校です。

○久保田委員 委員会側から何か下りることはないということですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 WEBQUは、やった後即時で結果が出ますので、教育委員会というよりも学校からここですぐに4つの中から見て、その子とリンクさせながらやっていくということになっています。

以上でございます。

○久保田委員 ありがとうございます。

○教育長 ほか、いかがでしょう。土肥委員。

○土肥委員 30ページのICTのことですけれど。30ページの指標の4番の、情報モラルがなかなか先生たちが子どもたちに指導している実態が少ないと、小学校で約半数、それで32ページの中学校を見ると5割に行かないという点について、令和6年度の目標は100%ということを書いているんですけど、半数も行かない状況で、これ何か対策というのがあるのかなというのが。一番大切な部分だと思うのです、ここは。その点が1点目。

もう1点は、指標の6番ですけれど、小学校でいうと72.8%から81.3%ですか。上昇して非常にいい傾向だけど、目標値は6割。60%と書かれていて、中学校においては、25.9%が6年度では51.1%と倍増しているにもかかわらず、目標値は3割、30%と書かれているんですけど、この辺はどういうことなのかなと思いました。

以上、2点です。

○教育長 学校ICT推進課長。

○学校ICT推進課長 まず、情報モラルの部分でございますが、これに関しましては、確かに、先生のほうに情報発信をして、子どもたちに伝えていただくというところで、我々としてもHome & School等を通して情報発信していきたいと。リテラシーの部分に関しては、非常に重要だと考えており

ます。

ただ、逆にこの指標の中で、モラルに関する34ページの項目では、カメラで人を勝手に撮らないとか、悪口を言わないというところがある程度高い傾向にはございますので、先生がどうやって伝えているのかという、アンケートの取り方とか、この辺、我々としては工夫していきたいなと思っているところでございます。

もう1点の6番目のインターネットの調べ学習が、目標を大きく上回っておりますので、これが新年度に向けて、指標の見直しをしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。ほかに。倉橋委員。

○倉橋委員 バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業についてですけれども。支援対象者がこれは予定となっておりますが、チャレンジ学級とかあすテップへの通級が不定期、または通級に踏み出せない生徒ということですが、どのように応募というか、公募というか、されるのかが分からないのですけれども、どういうふうに予定をされているのか教えていただきたいです。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 質問ありがとうございます。既にチャレンジ学級やあすテップに通級、登録をしている方なので、相談員が相談をしていく上で、あなたはこういうのもあるけどどうですか、みたいな形でアプローチしていく形になります。

○倉橋委員 通級に踏み出せない生徒さんに関しても、やはりそれは、チャレンジ学級の先生とかが声をかけるというような形でよろしいですか。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 そのとおりでございます。通級ができなくても、相談自体はやっておりますので、その中でアプローチしていく形になります。

○倉橋委員 分かりました。

例えば、チャレンジ学級とかあすテップとか、げんきのほうに相談ができている方はいいかなと思う

のですけれども、なかなかそこまでも行かないご家庭もあると思うのですけれども、またそういうふうな方たちにも、どうか、せっかくバーチャルだったらというようなお子さんも中にはいらっしゃると思うので、げんきにもどこにもつながっていかないような子たちが、こういうふうなところに行けるといいのかなと感じましたので、そこら辺を考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それではないようでしたら、報告事項を終了いたします。それでは、情報連絡も含めまして、その他何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、以上をもちまして本年第4回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時20分閉会

令和 6 年 第 4 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和 6 年 4 月 9 日 火曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

		頁
日程第 1	足立区教育委員会教育長職務代理者の指名について……………	
日程第 2	第 33 号議案 足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について	3
日程第 3	第 34 号議案 足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の送付について	7
日程第 4	第 35 号議案 足立区立図書館館則の一部を改正する規則……………	10
日程第 5	第 36 号議案 積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について	15
日程第 6	第 37 号議案 積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について	19
日程第 7	第 38 号議案 調停の申立ての送付について……………	別冊
日程第 8	第 39 号議案 足立区いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について……………	別冊
日程第 9	第 40 号議案 足立区育英資金検討委員会委員の任命について……………	別冊
日程第 10	第 41 号議案 足立区子ども施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命 について……………	別冊
日程第 11	第 42 号議案 「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する 条例」に関する教育委員会の意見について……………	24
日程第 12	教育長報告	

2 報告事項

- (1) 令和 5 年度足立区立小・中学校 ICT 機器活用に関する年度末効果検証結果報告につ
いて 《加藤 学校 ICT 推進課長》 30
- (2) 令和 5 年度情報モラルに関する調査結果報告について 《加藤 学校 ICT 推進課長》 34
- (3) 「足立はばたき塾」に関する令和 5 年度塾生の進学状況及び令和 6 年度実施内容に
ついて 《秋元 学力定着推進課長》 37
- (4) 令和 7 年度足立区立中学校使用教科用図書の採択日程について 《冨本 教育指導課長》 39
- (5) 部活動に関する教員、生徒、保護者への意識調査の結果について 《冨本 教育指導課長》 42
- (6) 「令和 5 年度第 3 回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について 《冨本 教育指導課長》 47
- (7) 令和 6 年度ペアレント・メンター事業について 《神保 こども支援センターげんき所長》 52

(8) 区立小学校における医療的ケア児支援について	《神保 こども支援センターげんき所長》	54
(9) 東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について	《鈴木 教育相談課長》	55
(10) 貧血・小児生活習慣病予防健診の実施結果について	《松本 学務課長》	58
(11) 令和6年度公設民営保育園の次期指定管理者公募について	《樋口 私立保育園課長》	63
(12) 令和6年度学童保育室事業者選定の概要について	《蜂谷 学童保育課長》	65
(13) 足立区ギャラクシティ（こども未来創造館、西新井文化ホール及び子育てサロン 西新井）指定管理者の公募について	《中島 地域文化課長》	68

3 情報連絡事項

(1) 一般財団法人ロートこどもみらい財団の体験プログラム実施について	[支援管理課]	69
(2) 特別支援教育研究推進モデル校報告会について	[支援管理課]	70
(3) 「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」の開催について	[教育相談課]	71
(4) 令和6年度区立学校周年記念式典実施日の変更について	[学校支援課]	72
(5) 東綾瀬中学校の新校舎移転について	[学校施設管理課]	73
(6) 令和6年度区立小中学校の改築・保全工事予定について	[学校施設管理課、中部地区建設課、東部地区建設課、西部地区建設課]	74
(7) 「足立区育英資金」の返済猶予について	[学務課]	78
(8) 事業実施報告・実施予定	[青少年課]	79
(9) 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について	[子ども施設指導・支援課、私立保育園課]	80
(10) 保育施設見学予約システムの実証実験の参加について	[保育・入園課、ICT戦略推進担当課]	84
(11) 事業実施報告・実施予定	[生涯学習振興公社]	85

第 3 3 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

別表の 2 中学校の部同東綾瀬中学校の項中「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」
を「綾瀬三丁目 2 3 番 1 4 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

（提案理由）

東綾瀬中学校の位置を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 3 3 号議案説明資料

令和 6 年 4 月 9 日

件 名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設管理課
内 容	1 改正の理由 東綾瀬中学校について、改築に伴い新校舎に移転するため、足立区立学校設置条例の一部を改正する。 2 主な改正内容（詳細は、P 5 新旧対照表のとおり） 東綾瀬中学校の位置について、「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」を「綾瀬三丁目 23 番 14 号」に改める。 なお、学校位置図は P 6 のとおり。 3 施行年月日 令和 6 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後																				
○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号 第1条～第3条（省略） 別表（第2条関係） <table> <tr> <td>1 小学校（省略）</td><td></td></tr> <tr> <td>2 中学校</td><td></td></tr> <tr> <td>名称</td><td>位置</td></tr> <tr> <td>足立区立第一中学校 （省略）</td><td>足立区千住河原町4番7号 （省略）</td></tr> <tr> <td>同 東綾瀬中学校 （省略）</td><td>同 <u>東綾瀬一丁目5番3号</u> （省略）</td></tr> </table>	1 小学校（省略）		2 中学校		名称	位置	足立区立第一中学校 （省略）	足立区千住河原町4番7号 （省略）	同 東綾瀬中学校 （省略）	同 <u>東綾瀬一丁目5番3号</u> （省略）	○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号 第1条～第3条（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年10月21日から施行する。</u> 別表（第2条関係） <table> <tr> <td>1 小学校（現行のとおり）</td><td></td></tr> <tr> <td>2 中学校</td><td></td></tr> <tr> <td>名称</td><td>位置</td></tr> <tr> <td>足立区立第一中学校 （現行のとおり）</td><td>足立区千住河原町4番7号 （現行のとおり）</td></tr> <tr> <td>同 東綾瀬中学校 （現行のとおり）</td><td>同 <u>綾瀬三丁目23番14号</u> （現行のとおり）</td></tr> </table>	1 小学校（現行のとおり）		2 中学校		名称	位置	足立区立第一中学校 （現行のとおり）	足立区千住河原町4番7号 （現行のとおり）	同 東綾瀬中学校 （現行のとおり）	同 <u>綾瀬三丁目23番14号</u> （現行のとおり）
1 小学校（省略）																					
2 中学校																					
名称	位置																				
足立区立第一中学校 （省略）	足立区千住河原町4番7号 （省略）																				
同 東綾瀬中学校 （省略）	同 <u>東綾瀬一丁目5番3号</u> （省略）																				
1 小学校（現行のとおり）																					
2 中学校																					
名称	位置																				
足立区立第一中学校 （現行のとおり）	足立区千住河原町4番7号 （現行のとおり）																				
同 東綾瀬中学校 （現行のとおり）	同 <u>綾瀬三丁目23番14号</u> （現行のとおり）																				

学校位置図（東綾瀬中学校）



第 3 4 号議案

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例

足立区立校外施設条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認めた場合を除き」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の指定に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 3 4 号議案説明資料

令和 6 年 4 月 9 日

件 名	足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 改正の理由 大規模改修などの特別な事情がある場合に、公募によらず現指定管理者を指定管理者候補者とするものの可否を選定審査会に諮ることができるようにするため。 2 主な改正内容 P 9 新旧対照表を参照 3 施行年月日 公布の日から施行する。

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
○足立区立校外施設条例 昭和39年 3 月31日 条例第16号 第 1 条～第 9 条 省略 （指定管理者による管理） 第10条 2 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは_____、規則で定めるところにより公募するものとする。 3 省略 第11条～第15条 省略	○足立区立校外施設条例 昭和39年 3 月31日 条例第16号 第 1 条～第 9 条 現行のとおり （指定管理者による管理） 第10条 2 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、<u>特別の事情があると認めた場合を除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。 3 省略 第11条～第15条 現行のとおり <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

第 3 5 号議案

足立区立図書館館則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区立図書館館則の一部を改正する規則

足立区立図書館館則（昭和 6 2 年足立区教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 3 項の規定による賠償が行われたときは、この限りでない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項に定める場合を除くほか、館長は、利用者が第 1 4 条第 4 項に基づく催告後 1 月以内に図書館資料を返納しない場合で、館長が当該資料の希少性等も踏まえ、適当と判断したときは、当該資料を紛失したものとみなし、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる。

第 1 4 条第 1 項中「1 月以上」を「貸出期間の末日（以下「返納期日」という。）までに」に改め、「返納していない者」の次に「（以下「未返納者」という。）」を、「定めて」の次に「図書館資料の」を加え、同条第 2 項中「図書館資料を返納していない者」を「未返納者」に改め、「定めて」の次に「図書館資料の」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 館長は、未返納者に対し、期間を定めて図書館資料の返納を催告するものとする。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 館長は、未返納者のうち、返納期日から一定期間を経たものに対

し、第4条の規定に基づく損害の賠償の請求を行う可能性がある旨を記載した催告を行うことができる。

付 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

（提案理由）

未返却図書が発生抑制及び早期督促強化のための新たな対策を実施することに伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 3 5 号議案説明資料

令和 6 年 4 月 9 日

件 名	足立区立図書館館則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館
内 容	1 改正の理由 未返却図書の発生抑制及び早期督促強化のための新たな対策を実施するため、所要の規定整備を行う。 2 主な改正内容（詳細は、P 1 3 ～ 1 4 新旧対照表のとおり） （1）損害の賠償（第 4 条第 3 項） 第 1 4 条第 3 項に定める催告書を送付し、期日までに返却がない者のうち、資料の希少性等も踏まえ、返還させることが適当と判断した場合には、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる旨の規定を追加する。 （2）未返納者の措置（第 1 4 条第 1 項） 貸出停止措置の開始時期を、現行の「返却期日から 1 か月後」から「返却期日の翌日」に前倒しするために、規定を変更する。 （3）金銭による請求を求める催告書の発送（第 1 4 条第 3 項） 一定期間返却がない者に対して、資料を紛失したものとみなし、金銭請求する場合がある旨を記載した催告書を発送することができる旨の規定を追加する。 3 施行年月日 令和 6 年 7 月 1 日

足立区立図書館館則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区立図書館館則 昭和62年9月9日教育委員会規則第5号 第1条～第3条 （省略） （損害の賠償） 第4条 館長は、利用者が図書館資料、設備器具等を著しく汚損、破損又は紛失した場合は、現状に復帰させ、又は現品若しくは同等の物をもって賠償させることができる。_____ 2 館長は、やむを得ない理由により、前項によることができないと認めた場合は、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる。 <u>（追加）</u> 第5条～第13条 （省略） （未返納者の措置） 第14条 館長は、図書館資料を<u>1月以上</u>返納していない者_____に対し、期間を定めて_____貸出しを停止することができる。 <u>（追加）</u>	○足立区立図書館館則 昭和62年9月9日教育委員会規則第5号 第1条～第3条 （省略） （損害の賠償） 第4条 館長は、利用者が図書館資料、設備器具等を著しく汚損、破損又は紛失した場合は、現状に復帰させ、又は現品若しくは同等の物をもって賠償させることができる。<u>ただし、第3項の規定による賠償が行われたときは、この限りでない。</u> 2 館長は、やむを得ない理由により、前項によることができないと認めた場合は、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる。 <u>3 前2項に定める場合を除くほか、館長は、利用者が第14条第4項に基づく催告後1月以内に図書館資料を返納しない場合で、館長が当該資料の希少性等も踏まえ、適当と判断したときは、当該資料を紛失したものとみなし、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる。</u> 第5条～第13条 （省略） （未返納者の措置） 第14条 館長は、図書館資料を貸出期間の末日（以下「返納期日」という。）までに返納していない者（以下「未返納者」という。）に対し、期間を定めて図書館資料の貸出しを停止することができる。 <u>2 館長は、未返納者に対し、期間を定めて図書館資料の返納を催告する</u>

改正前	改正後
2 館長は、<u>図書館資料を返納していない者</u>に対し、期間を定めて____ 予約及びリクエストを停止することができる。 <u>(追加)</u> 第15条～第28条 (省略) 別表第1 (第10条関係)～別表第4 (第16条関係) (省略) 様式第1号 (削除)～様式第9号 (第23条関係) (省略)	<u>ものとする。</u> 3 館長は、<u>未返納者</u>に対し、期間を定めて図書館資料の予約及びリクエストを停止することができる。 4 館長は、<u>未返納者のうち、返納期日から一定期間を経たもの</u>に対し、<u>第4条の規定に基づく損害の賠償の請求を行う可能性がある旨を記載した催告を行うことができる。</u> 第15条～第28条 (省略) <u>付 則</u> <u>この規則は、令和6年7月1日から施行する。</u> 別表第1 (第10条関係)～別表第4 (第16条関係) (省略) 様式第1号 (削除)～様式第9号 (第23条関係) (省略)

第 3 6 号議案

積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について
積立金等返還請求の和解内容について、下記により変更を送付する。

記

1 相手方

足立区鹿浜五丁目 2 8 番 1 8 号

社会福祉法人太陽会

理事長 北守 正子

2 和解の要旨

- (1) 令和元年 1 1 月 2 5 日付「足立区立千住保育園の積立金等の返還に関する合意書」に基づき、相手方が区に対して返還義務を負う積立金等が次の金額であることを確認する。

金 4 9 , 5 6 2 , 6 6 4 円

- (2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について、すでに区に返還されたことを確認する。

金 2 4 , 7 8 2 , 6 6 4 円

- (3) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について足立区立千住保育園の施設・設備の緊急修繕工事の費用として支出するものとし、支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金 2 , 7 8 8 , 8 0 0 円

(提案理由)

和解内容の変更について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定

に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。

第 3 6 号議案説明資料

令和 6 年 4 月 9 日

件 名	積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	1 議案提出理由 足立区立保育所の指定管理者に支払う管理運営経費の執行残額は、これまで協定に基づき翌年度以降へ繰り越し、積立金として管理することとなっていた。 この積立金は、指定管理者の指定を受けた足立区立保育所の管理運営以外に使用することができないものであったため、足立区と指定管理者との間で、積立金の取扱いについて協議を実施し、各指定管理者と和解してきた。 この積立金の返還について、すでに和解した指定管理者より申出があり、和解内容の変更について協議を進めてきたが、このたび内容がまとまったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号に基づき議案を提出する。 2 主な内容 (1) 相手方 社会福祉法人太陽会 (足立区鹿浜五丁目 2 8 番 1 8 号) 理事長 北守 正子 (2) 指定管理施設名 足立区立千住保育園 (3) 変更合意内容の趣旨 ア 令和元年 1 1 月 2 5 日付「足立区立千住保育園の積立金等の返還に関する合意書」に基づき、相手方が区に対して返還義務を負う積立金等が次の金額であることを確認する。 金 4 9, 5 6 2, 6 6 4 円 (P 1 8 ※ 1) イ 上記アの積立金のうち、次の金額について、すでに区に返還されたことを確認する。 金 2 4, 7 8 2, 6 6 4 円 (P 1 8 ※ 2) ウ 上記アの積立金のうち、次の金額について足立区立千住保育園の施設・設備の緊急修繕工事の費用として支出するものとし、支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。 金 2, 7 8 8, 8 0 0 円 (P 1 8 ※ 3) 3 添付資料 「公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳」 (P 1 8)

公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳

園名	千住		新田おひさま	
園運営法人名	太陽会		太陽会	
既合意済み返還額 (A)	49,562,664	(※1)	50,874,095	(※4)
返還済み額 (B)	24,782,664	(※2)	25,454,095	(※5)
緊急修繕工事費用 (C)	2,788,800	(※3)	667,000	(※6)
保育士処遇改善費用 (D)	0		5,340,000	(※7)
運転資金 (E)	0		19,413,000	(※8)
区返還予定額 (F = A - B - C - D - E)	21,991,200		0	

第 3 7 号議案

積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について
積立金等返還請求の和解内容について、下記により変更を送付する。

記

1 相手方

足立区鹿浜五丁目 2 8 番 1 8 号
社会福祉法人太陽会
理事長 北守 正子

2 和解の要旨

- (1) 令和元年 1 1 月 2 5 日付「足立区立新田おひさま保育園の積立金等の返還に関する合意書」に基づき、相手方が区に対して返還義務を負う積立金等が次の金額であることを確認する。

金 5 0 , 8 7 4 , 0 9 5 円

- (2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について、すでに区に返還されたことを確認する。

金 2 5 , 4 5 4 , 0 9 5 円

- (3) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について足立区立新田おひさま保育園の施設・設備の緊急修繕工事の費用として支出するものとする。

金 6 6 7 , 0 0 0 円

- (4) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について足立区立新田おひさま保育園の保育士の処遇改善のための費用として、指定管理期間中に支出するよう努力する。なお、指定期間満了時または指定期間の満了

前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金 5, 3 4 0, 0 0 0 円

- (5) 上記(1)の積立金のうち、次の金額について相手方が足立区立新田おひさま保育園の管理運営業務に係る運転資金（施設・設備の緊急修繕工事や什器・備品等の移転作業、人件費等を含む園の管理運営業務に必要な費用）として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額がある場合は区へ支払うものとする。なお、相手方が運転資金を使用するにあたっては、区の承認を得るものとする。

金 1 9, 4 1 3, 0 0 0 円

(提案理由)

和解内容の変更について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。

第 3 7 号議案説明資料

令和 6 年 4 月 9 日

件 名	積立金等返還請求に関する和解内容の変更の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	1 議案提出理由 足立区立保育所の指定管理者に支払う管理運営経費の執行残額は、これまで協定に基づき翌年度以降へ繰り越し、積立金として管理することとなっていた。 この積立金は、指定管理者の指定を受けた足立区立保育所の管理運営以外に使用することができないものであったため、足立区と指定管理者との間で、積立金の取扱いについて協議を実施し、各指定管理者と和解してきた。 この積立金の返還について、すでに和解した指定管理者より申出があり、和解内容の変更について協議を進めてきたが、このたび内容がまとまったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号に基づき議案を提出する。 2 主な内容 (1) 相手方 社会福祉法人太陽会 (足立区鹿浜五丁目 2 8 番 1 8 号) 理事長 北守 正子 (2) 指定管理施設名 足立区立新田おひさま保育園 (3) 変更合意内容の趣旨 ア 令和元年 1 1 月 2 5 日付「足立区立新田おひさま保育園の積立金等の返還に関する合意書」に基づき、相手方が区に対して返還義務を負う積立金等が次の金額であることを確認する。 金 5 0, 8 7 4, 0 9 5 円 (P 2 3※4) イ 上記アの積立金のうち、次の金額について、すでに区に返還されたことを確認する。 金 2 5, 4 5 4, 0 9 5 円 (P 2 3※5) ウ 上記アの積立金のうち、次の金額について足立区立新田おひさま保育園の施設・設備の緊急修繕工事の費用として支出するものとする。 金 6 6 7, 0 0 0 円 (P 2 3※6) エ 上記アの積立金のうち、次の金額について足立区立新田おひさま保育園の保育士の処遇改善のための費用として、指定管理期間中に支

	出するよう努力する。なお、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。 金5,340,000円（P23※7） オ 上記アの積立金のうち、次の金額について相手方が足立区立新田おひさま保育園の管理運営業務に係る運転資金（施設・設備の緊急修繕工事や什器・備品等の移転作業、人件費等を含む園の管理運営業務に必要な費用）として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額がある場合は区へ支払うものとする。なお、相手方が運転資金を使用するにあたっては、区の承認を得るものとする。 金19,413,000円（P23※8） 3 添付資料 「公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳」（P23）
--	--

公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳

園名	千住		新田おひさま	
園運営法人名	太陽会		太陽会	
既合意済み返還額 (A)	49,562,664	(※1)	50,874,095	(※4)
返還済み額 (B)	24,782,664	(※2)	25,454,095	(※5)
緊急修繕工事費用 (C)	2,788,800	(※3)	667,000	(※6)
保育士処遇改善費用 (D)	0		5,340,000	(※7)
運転資金 (E)	0		19,413,000	(※8)
区返還予定額 (F = A - B - C - D - E)	21,991,200		0	

第 4 2 号議案

「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する
条例」に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する
条例」に関する教育委員会の意見について

「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例」の一部改正にあたり、
足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 4 2 号議案説明資料

令和 6 年 4 月 9 日

件 名	「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、下記条例の制定にあたり足立区長から意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 条例名 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例 2 改正の理由 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項に「計画策定に関する事項」を追加するとともに、委員定数を 6 名増とするため、条例改正を行う。 3 主な改正内容（P 2 6 ～ 2 8、新旧対照表のとおり） （１）第 1 条中「進行を一体的に管理し、及び評価する」を「<u>策定、進行の一体的な管理及び評価をする</u>」に改める。 （２）第 2 条第 1 号中「3 分野計画の」の次に「<u>策定、</u>」を加える。 （３）第 3 条中「1 6 名以内」を「<u>2 2 名以内</u>」に改める。 4 施行年月日 公布の日から施行する。

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例 令和２年７月13日条例第43号 改正 令和２年10月２日条例第54号 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例を公布する。 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例 （設置） 第１条 文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画（以下「３分野計画」という。）の<u>進行を一体的に管理し、及び評価するとともに</u>、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツ（学校における体育に関することを除く。以下同じ。）を推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （所掌事項） 第２条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。 （１） ３分野計画の_____進行の管理及び評価に関する事項 （２） その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項 （組織） 第３条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員<u>16名以内</u>をもって組織する。 （任期） 第４条 委員の任期は３年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。 （会長及び副会長） 第５条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。 ２ 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。	○足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例 令和２年７月13日条例第43号 改正 令和２年10月２日条例第54号 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例を公布する。 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例 （設置） 第１条 文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画（以下「３分野計画」という。）の<u>策定、進行の一体的な管理及び評価をする</u>とともに、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツ（学校における体育に関することを除く。以下同じ。）を推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （所掌事項） 第２条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。 （１） ３分野計画の<u>策定、</u>進行の管理及び評価に関する事項 （２） その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項 （組織） 第３条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員<u>22名以内</u>をもって組織する。 （任期） 第４条 委員の任期は３年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。 （会長及び副会長） 第５条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。 ２ 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

改正前	改正後
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。 (会議) 第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 4 委員会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。 5 委員会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。 (部会) 第7条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、部会を設置することができる。 (意見の聴取) 第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (守秘義務) 第9条 委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正) 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39	3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。 (会議) 第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 4 委員会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。 5 委員会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。 (部会) 第7条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、部会を設置することができる。 (意見の聴取) 第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (守秘義務) 第9条 委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正) 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39

改正前	改正後
年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 付 則 (令和2年10月2日条例第54号) この条例は、公布の日から施行する。	年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 付 則 (令和2年10月2日条例第54号) この条例は、公布の日から施行する。 <u>付 則 (令和6年●月●日条例第●号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

5足地生発第2669号
令和6年3月26日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 「足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例」
に関する教育委員会の意見について



教 育 委 員 会 報 告

令和6年4月9日

件 名	令和5年度足立区立小・中学校 ICT 機器活用に関する年度末効果検証結果報告について																																																
所 管 部 課 名	教育指導部学校 ICT 推進課																																																
内 容	令和5年度に実施した ICT 機器に関する年度末効果検証の結果について報告する。 1 効果検証方法について (1) 対象:小・中学校でタブレット端末を付与されている教員 (有効回答者数:2,057名＝小1,355名、中702名) (2) 実施方法:Web 回答方式によるアンケート調査 (3) 実施時期:令和6年1月15日から2月2日まで 2 小学校の検証結果 (1) 指標一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>活動指標</th><th>R4 実績</th><th>R5 実績</th><th>R6 目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>教員用タブレット端末等を使用して週5時間以上授業を実施したクラス担任の割合</td><td>77.6%</td><td>78.3%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を年間2時間以上実施した5・6年生担任の割合</td><td>79.5%</td><td>49.2%</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>【新規】AIドリルで学習状況を把握し、児童のつまづきにに応じて、必要な手立てを講じている教員の割合</td><td>—</td><td>80.4%</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>4</td><td>情報モラルについての授業やその取り組みを前後期各1回以上実施したクラス担任の割合</td><td>48.1%</td><td>56.4%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>5</td><td>児童用タブレット端末を週1回以上使用して授業を実施したクラス担任の割合</td><td>91.2%</td><td>94.5%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>6</td><td>授業(調べ学習)の中で児童に端末を使ってインターネット検索を行わせた頻度が5割以上の3年生以上の担任の割合</td><td>72.8%</td><td>81.3%</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>7</td><td>協働的な学習の総時間数の5割以上タブレット端末を活用し、児童に発表やその準備をさせることができた3年生以上の担任の割合</td><td>48.2%</td><td>63.2%</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>8</td><td>【設問修正※】児童にタブレット端末を週1回以上家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませたクラス担任の割合</td><td>—</td><td>72.3%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>				No.	活動指標	R4 実績	R5 実績	R6 目標	1	教員用タブレット端末等を使用して週5時間以上授業を実施したクラス担任の割合	77.6%	78.3%	100%	2	タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を年間2時間以上実施した5・6年生担任の割合	79.5%	49.2%	80%	3	【新規】AIドリルで学習状況を把握し、児童のつまづきにに応じて、必要な手立てを講じている教員の割合	—	80.4%	70%	4	情報モラルについての授業やその取り組みを前後期各1回以上実施したクラス担任の割合	48.1%	56.4%	100%	5	児童用タブレット端末を週1回以上使用して授業を実施したクラス担任の割合	91.2%	94.5%	100%	6	授業(調べ学習)の中で児童に端末を使ってインターネット検索を行わせた頻度が5割以上の3年生以上の担任の割合	72.8%	81.3%	60%	7	協働的な学習の総時間数の5割以上タブレット端末を活用し、児童に発表やその準備をさせることができた3年生以上の担任の割合	48.2%	63.2%	70%	8	【設問修正※】児童にタブレット端末を週1回以上家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませたクラス担任の割合	—	72.3%	100%
No.	活動指標	R4 実績	R5 実績	R6 目標																																													
1	教員用タブレット端末等を使用して週5時間以上授業を実施したクラス担任の割合	77.6%	78.3%	100%																																													
2	タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を年間2時間以上実施した5・6年生担任の割合	79.5%	49.2%	80%																																													
3	【新規】AIドリルで学習状況を把握し、児童のつまづきにに応じて、必要な手立てを講じている教員の割合	—	80.4%	70%																																													
4	情報モラルについての授業やその取り組みを前後期各1回以上実施したクラス担任の割合	48.1%	56.4%	100%																																													
5	児童用タブレット端末を週1回以上使用して授業を実施したクラス担任の割合	91.2%	94.5%	100%																																													
6	授業(調べ学習)の中で児童に端末を使ってインターネット検索を行わせた頻度が5割以上の3年生以上の担任の割合	72.8%	81.3%	60%																																													
7	協働的な学習の総時間数の5割以上タブレット端末を活用し、児童に発表やその準備をさせることができた3年生以上の担任の割合	48.2%	63.2%	70%																																													
8	【設問修正※】児童にタブレット端末を週1回以上家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませたクラス担任の割合	—	72.3%	100%																																													

- ※ タブレット端末の持ち帰りに関する指標は、実態に即した頻度を測ることができるよう、設問・選択肢を修正したため、令和4年度実績と比較ができない
- ※ 令和5年度実績が令和6年度目標値を超えている指標については、令和6年度中に新たな目標値の設定を検討する

(2) 主な課題と今後の対応

No.	課題	今後の対応
1	教員用、児童用タブレットともに全体的に活用が進んでいるものの、教員用タブレット端末の使用頻度が【週5時間に達していない教員】が2割程度いる。	ICT スキルチェックを活かし、教員のスキルに応じたICT 研修の受講、または認定教育者資格取得者や ICT 支援員等の校内人材を活用した校内研修の実施を促し、週5時間以上の活用には達していない教員の底上げを図る。
2	協働的な学習の中で、児童用タブレットのプレゼン機能を活用させた割合は、昨年度に比べて15%増と大きく向上したものの、目標値には達していない。 プレゼン機能アプリ「Google スライド」は、9割以上の教員が活用することができると回答しており、教員に一定のスキルは定着しているため、授業の中で児童に展開する面に課題があると考えられる。	児童の ICT スキル向上のために、教員への活用事例の展開が必要である。各校の活用事例を集約し、事例アーカイブサイト「あだちの ICT」を活用し、好事例を横展開していく。
3	タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を実施した教員の割合は、昨年度より30%減となっている。	プログラミング教育の実施割合の減少は、タブレット端末を使用したプログラミング教育と使用しないプログラミング教育（アンプラグドプログラミング教育）の実施傾向により変動するためである。 今後も、プログラミング的思考の定着に向け、実施状況を注視していく。

3 中学校の検証結果

(1) 指標一覧

No.	活動指標	R4 実績	R5 実績	R6 目標
1	教員用タブレット端末等を使用して週5時間以上授業を実施した5教科担当の割合	66.7 %	67.8 %	100 %
2	タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を年間2時間以上実施した技術担当の割合	82.6 %	78.3 %	80 %
3	【新規】AIドリルで学習状況を把握し、生徒のつまずきにに応じて、必要な手立てを講じている5教科担当の割合	—	42.4 %	70 %
4	情報モラルについての授業やその取り組みを前後期各1回以上実施したクラス担任の割合	34.2 %	41.2 %	100 %
5	生徒用タブレット端末を週3時間以上使用して授業を実施した5教科担当の割合	27.6 %	33.2 %	100 %
6	授業(調べ学習)の中で生徒に端末を使ってインターネット検索を行わせた頻度が5割以上の5教科担当の割合	25.9 %	51.1 %	30 %
7	協働的な学習の総時間数の5割以上タブレット端末を活用し、生徒に発表やその準備をさせることができた5教科担当の割合	24.5 %	43.6 %	60 %
8	【設問修正※】生徒にタブレット端末を週1回以上家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませたクラス担任の割合	—	47.6 %	100 %

※ タブレット端末の持ち帰りに関する指標は、実態に即した頻度を測ることができるよう、設問・選択肢を修正したため、令和4年度実績と比較ができない

※ 令和5年度実績が令和6年度目標値を超えている指標については、令和6年度中に新たな目標値の設定を検討する

(2) 主な課題と今後の対応

No.	課題	今後の対応
1	教員用タブレットの使用頻度が【週5時間に達していない教員】は、3割程度いる状況である。	各指標を達成している教員と達成していない教員とでは、ICTスキルチェックの達成状況に明らかな差があるため、スキルを定着させることが急務である。

		各アプリの基本的な操作は、認定教育者資格取得者や ICT 支援員等の校内人材を活用した校内研修の実施により身に付けさせていく。
2	令和4年度実績に比べて全体的に活用の底上げが図られているが、教員用・生徒用タブレットともに、小学校と比べると低調である。高校受験に向けた知識詰め込み型の授業形態から ICT を活用する場面が少なくなる傾向も要因の1つであると考えられる。	① 中学校の ICT モデル校を2校から3校に増やし、中学校の活用事例を創出する。授業で展開できる事例を横展開し、中学校全体の活用機会の増を図る。 ② 「情報活用能力の育成」という視点から授業でタブレットを活用する必要性を教育委員会が明確に示し、校長会と連携して今後の活用を促していく。

4 令和6年度研修体制について（参考）

（1）ICT 育成プログラム

Google 認定教育者レベル1・2、認定トレーナー

※ 令和5年度 Google 認定教育者受験結果

① Google Workspace オンラインプログラム	404人
② 認定教育者レベル1	205人
③ 認定教育者レベル2	40人
④ 認定トレーナー	審査中

（2）先行実践授業公開・管理職向け研修

（3）ICT 支援員による各校での研修や技術支援

（4）モデル校向け Google 研修会

（5）その他の支援体制

ア 指導主事による学校訪問支援

イ 好事例の共有

（ア）保護者向け児童・生徒向け「あだち学校 ICT 情報ひろば」

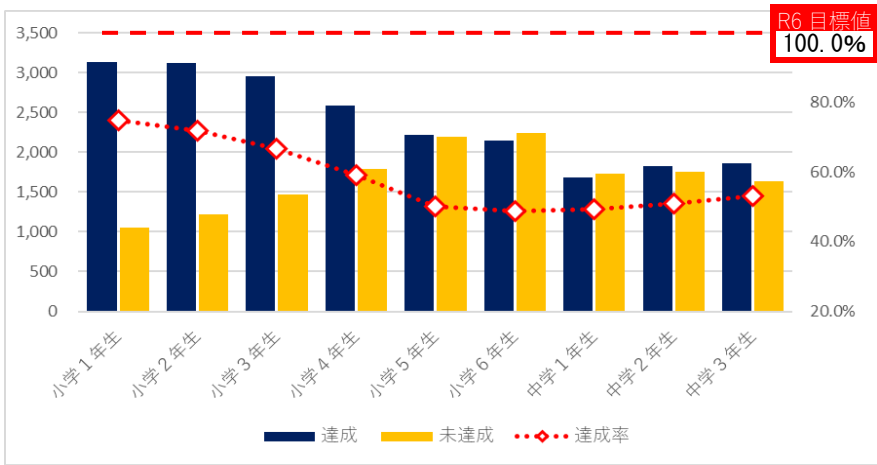
（イ）教員向け事例アーカイブサイト「あだちの ICT」

5 今後の方針

分かりやすい授業の実現や学力の定着を目指し、引き続き、ICT 機器の効果的な活用の促進を図る。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年4月9日

件 名	令和5年度情報モラルに関する調査結果報告について																																								
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進課																																								
内 容	令和5年度児童・生徒に実施した情報モラルに関する調査の結果について報告する。 1 調査方法について (1) 対 象：すべての児童・生徒 (有効回答数:36,612名＝小26,125名、中10,487名) (2) 実施時期：令和6年1月29日から3月1日まで (3) 実施方法：Web 回答方式によるアンケート調査 (4) 調査内容：情報モラルに関する20項目に「できている」「だいたいできている」「あまりできていない」「できていない」の4段階で回答 2 達成状況（足立区 ICT 教育推進の基本方針 成果指標） (1) 指標名：タブレット活用のルールや生活面のマナーが身についている児童・生徒の割合 ※発達段階に応じた最低限身に付けてほしい項目がすべてできている児童・生徒の割合 (2) 令和5年度実績値：<u>小学校 61.8%</u>（前年比△1.5%） <u>中学校 51.2%</u>（前年比△0.1%） (3) 令和5年度学年別達成状況 <table><tr><th></th><th>小1</th><th>小2</th><th>小3</th><th>小4</th><th>小5</th><th>小6</th><th>中1</th><th>中2</th><th>中3</th></tr><tr><td>達成</td><td>3,130</td><td>3,126</td><td>2,951</td><td>2,592</td><td>2,213</td><td>2,143</td><td>1,688</td><td>1,823</td><td>1,858</td></tr><tr><td>未達成</td><td>1,047</td><td>1,214</td><td>1,473</td><td>1,795</td><td>2,194</td><td>2,247</td><td>1,731</td><td>1,750</td><td>1,637</td></tr><tr><td>達成率</td><td>74.9%</td><td>72.0%</td><td>66.7%</td><td>59.1%</td><td>50.2%</td><td>48.8%</td><td>49.4%</td><td>51.0%</td><td>53.2%</td></tr></table>		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	達成	3,130	3,126	2,951	2,592	2,213	2,143	1,688	1,823	1,858	未達成	1,047	1,214	1,473	1,795	2,194	2,247	1,731	1,750	1,637	達成率	74.9%	72.0%	66.7%	59.1%	50.2%	48.8%	49.4%	51.0%	53.2%
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3																																
達成	3,130	3,126	2,951	2,592	2,213	2,143	1,688	1,823	1,858																																
未達成	1,047	1,214	1,473	1,795	2,194	2,247	1,731	1,750	1,637																																
達成率	74.9%	72.0%	66.7%	59.1%	50.2%	48.8%	49.4%	51.0%	53.2%																																

3 項目別「できている」「だいたいできている」の割合

	内容	R4	R5	R5 内訳			
				1・2年	3・4年	5・6年	中学生
①	学校や家庭のルールを守っている	95.4%	95.4%	94.9%	94.8%	94.2%	96.9%
②	学習に関係ないことにタブレットを使用しない	91.4%	<u>92.1%</u>	93.4%	91.3%	88.8%	94.5%
③	人を傷つけたり困らせたりする写真は撮らない	98.4%	98.5%	97.1%	98.5%	98.7%	99.2%
④	カメラで人を撮影するときは、相手の許可を取っている	97.8%	98.1%	97.1%	98.5%	98.4%	98.3%
⑤	お店で売られている商品（本など）は勝手に撮影しない	98.6%	98.6%	98.1%	99.0%	98.9%	98.4%
⑥	メールや掲示板に人を傷つけたり困らせたりすることは書かない	98.9%	98.9%	97.7%	99.0%	99.0%	99.4%
⑦	友だちの写真をインターネットに勝手に載せない	98.5%	99.0%	98.0%	99.3%	99.4%	99.3%
⑧	インターネットで公開されている情報は、勝手に使わない	97.8%	97.9%	97.9%	98.4%	97.8%	97.6%
⑨	学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしない	94.6%	95.1%	95.6%	95.4%	93.9%	95.5%
⑩	知らない人からのメールを開かない	98.3%	98.4%	98.3%	98.9%	98.6%	97.8%
⑪	インターネットで知り合った人とは勝手に会わない	98.7%	98.9%	98.3%	99.2%	99.4%	98.7%
⑫	パスワードは、他人に教えない	98.4%	98.4%	97.7%	98.7%	98.5%	98.4%
⑬	タブレットは、他の人に貸してはいけない	97.0%	96.8%	97.6%	97.4%	95.0%	97.0%
⑭	トラブルがあった時は、すぐに親や先生に相談する	95.8%	95.6%	95.9%	94.9%	95.4%	96.2%
⑮	タブレットに近づきすぎないで、正しい姿勢（視線と画面が垂直）で使う	87.9%	<u>87.7%</u>	92.1%	88.6%	82.8%	87.2%
⑯	暗いところでは使用しない	92.9%	<u>92.8%</u>	95.9%	94.3%	91.1%	90.4%
⑰	タブレットを30分使用したら休むようにしている	72.8%	<u>71.9%</u>	87.1%	76.3%	63.7%	62.7%
⑱	就寝時刻30分前はタブレットを使用しないようにしている	84.9%	<u>84.6%</u>	92.4%	87.0%	80.8%	79.2%
⑲	失くしたり落として壊れたりしないように気を付けている	97.8%	97.6%	97.0%	97.7%	97.3%	98.0%
⑳	水に濡れたりしないよう、使う場所には気を付けている	98.5%	98.2%	97.7%	98.4%	98.4%	98.2%

※ 95%を下回った課題のある項目は、下線で表記

※ 学年別の達成項目から除外する項目は、網掛けで表記

4 課題の見られた項目と今後の対応

(1) 使用目的に関する項目【②】

課題	今後の対応
ア 昨年度に比べて改善が見られるものの、95%には達していない。 イ 子どもたちが安心安全に活用できるように、ウェブサイトに一定の制限をかけ、学習に関係のないサイトに繋がらないようにしているが、日々新たなウェブサイトが増えていく中、対応に追われる状況である。	ア 見ても良いサイト・見てはいけないサイトを児童・生徒自身で判断できる力を身に付けさせる。 イ 引き続き、学習に関係ないサイトに制限をかけ、繋がらないように対応していく。

(2) 健康面に関する項目【⑮⑯⑰⑱】

課題	今後の対応
ア 達成状況は昨年度とほぼ横ばいである。 イ 学校での使用に関しては、教員の声掛け等で注意喚起する。 ウ ⑯⑱については、家庭を巻き込んで取り組む必要がある。また、学年が上がるにつれ、達成状況が下がる傾向にある。	ア タブレット端末を使用する際の注意点をまとめた「グー・ペタ・ピン・NEO」や「SNS あだちルール」を周知するため、足立区ホームページ「あだち学校ICT情報ひろば」やC4th Home & School を活用し、家庭を巻き込んだ啓発活動に取り組んでいく。

(3) 使用面・健康面のさらなる定着に向けた取組

課題	今後の対応
ア 小学校・中学校ともに、達成状況は、ほぼ横ばいである。	ア 小学1年生向け出前授業「はじめてのクロームブック」を、担任教員とICT支援員の連携授業として、全小学校で実施し、使用目的・健康面の注意喚起を行う。小学1年生で学んだことを忘れないよう、指導を継続し情報モラルの定着を図っていく。 イ 本調査の結果を全小・中学校に周知し、令和6年度の情報モラル教育の指導に活用する。

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 4 月 9 日

件 名	「足立はばたき塾」に関する令和 5 年度塾生の進学状況及び令和 6 年度 実施内容について									
所管部課名	教育指導部学力定着推進課									
内 容	1 令和 5 年度足立はばたき塾生の進学先について (1) 進学先一覧 (直近 5 年分) (人)									
	進学先 年度	進学指導重点校等 ※1			小計	都立 中高 一貫校	国立	その他 都立・ 私立	※2	総計
	進学指導 重点校	進学指導 特別推進 校	進学指導 推進校	難関 私立						
	R1	4 (4.6%) [受験者 7]	8 (9.2%) [受験者 8]	33 (37.9%) [受験者 37]	45 (51.7%) [受験者 52]	3 (3.4%) [受験者 3]	1 (1.1%) [受験者 1]	38 (43.7%)	4	87
	R2	3 (5.1%) [受験者 7]	4 (6.8%) [受験者 5]	16 (27.1%) [受験者 18]	23 (39.0%) [受験者 30]	3 (5.1%) [受験者 3]	0 (0.0%) [受験者 0]	33 (55.9%)	3	59
	R3	3 (3.7%) [受験者 7]	8 (9.9%) [受験者 12]	21 (25.9%) [受験者 28]	32 (39.5%) [受験者 47]	0 (0.0%) [受験者 0]	1 (1.2%) [受験者 2]	48 (59.3%)	5	81
	R4	3 (3.3%) [受験者 5]	7 (7.7%) [受験者 7]	22 (24.2%) [受験者 31]	32 (35.2%) [受験者 43]	0 (0.0%) [受験者 0]	0 (0.0%) [受験者 1]	59 (64.8%)	2	91
	R5	2 (2.3%) [受験者 4]	6 (6.9%) [受験者 7]	29 (33.3%) [受験者 44]	37 (42.5%) [受験者 55]	0 (0.0%) [受験者 0]	0 (0.0%) [受験者 0]	50 (57.5%)	3	87
	※ 1 : 生徒の進学希望を実現させることができる都立高校として都教育委員会が 指定する。[進学指導重点校 7 校 進学指導特別推進校 7 校 進学指導推進校 15 校(全 186 校)]									
	※ 2 : 民間情報サイト等を参考に、偏差値が概ね 65 以上とされる高校を難関私立と 定義。									
進学指導 重点校		日比谷、西、国立、八王子東、戸山、 青山、立川						計 7 校		
進学指導 特別推進校		小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、 国際、小松川						計 7 校		
進学指導 推進校		三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、 城東、武蔵野北、小金井北、江北、 江戸川、日野台、調布北、 多摩科学技術、 <u>上野、昭和</u> ※3						計 1 5 校		
※ 3 : 令和 5 年度から下線部の 2 校が新たに指定された。令和 4 年度以前の進学 実績には、含まれていない。										

(2) 進学先の志望順位（直近5年分）

(人)

年度 \ 順位	第一志望	第二志望	その他	全体
R 1	74 (85.1%)	10 (11.5%)	3 (3.4%)	87
R 2	46 (78.0%)	11 (18.6%)	2 (3.4%)	59
R 3	55 (67.9%)	21 (25.9%)	5 (6.2%)	81
R 4	75 (82.4%)	14 (15.4%)	2 (2.2%)	91
R 5	66 (75.9%)	10 (11.5%)	11 (12.6%)	87

※（ ）内は受講者全体における志望校合格達成者の割合

2 令和6年度足立はばたき塾の実施について

(1) 実施事業者

株式会社エデュケーショナルネットワーク（10年目）

(2) 令和6年度塾生（第13期生）

97人（第1次募集）

※ 入塾申込者（153人）のうち、所得審査通過者（120人）を対象に学力診断テストを実施（受験者115人、辞退者5人）し、はばたき塾生97人を決定した。

(3) 講座概要

① 4月6日(土)から開始

定期講座40回、夏・冬季集中講座15日

② 数学・英語を中心とした5教科

③ 会場はこども支援センターげんき

3 今後の方針

生徒の在籍校と事業者との連絡を密にしつつ効果的な学習支援を行い、塾生の志望校合格を目指していく。

また、定員に3人の空きがあるため、令和6年4月に第2次募集の学力診断テストを行い、追加入塾者を決定する。

教 育 委 員 会 報 告

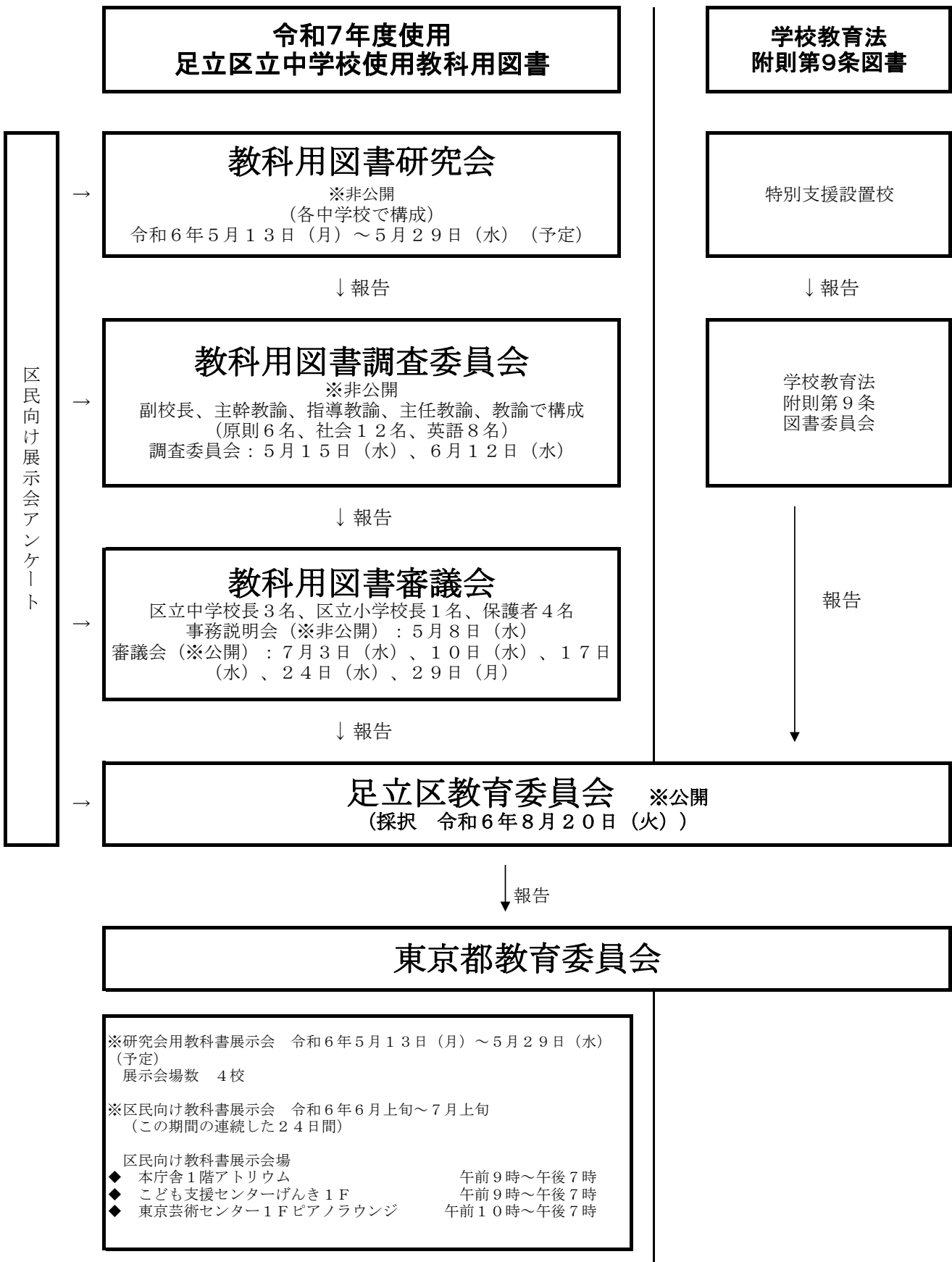
令和6年4月9日

件 名	令和7年度足立区立中学校使用教科用図書の採択日程について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	令和7年度から使用する中学校使用教科用図書の採択日程について、以下のとおり報告する。 1 採択教科（10教科16種目） 国語（国語・書写）、社会（地理・歴史・公民・地図）、数学、理科、音楽（一般・器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭、外国語（英語）、道徳 ※ 外国語（英語）に関しては、デジタル教科書についても調査し、採択の考慮事項とする。 2 区民向け教科書展示会 （1）採択前の展示 日 程 令和6年6月上旬～7月上旬（この期間の連続した24日間） 展示時間 午前9時～午後7時 展示場所 足立区役所本庁舎中央館1階アトリウム こども支援センターげんき1階ロビー 東京芸術センター1階ピアノラウンジ ※ 日程・展示時間・展示場所は、全て予定。 ※ 東京芸術センターの展示開始時間は午前10時。 ※ 区民の方が閲覧しやすいように、ブラインドを開ける等、照明を明るくし、展示を行う。 （2）採択後の展示 ア 足立区役所本庁舎2階区政資料室 本庁舎においては、区政情報課と連携し1階総合受付と、2階区政資料室入口付近に教科書の閲覧場所であることと、教科書が置かれている場所を判り易く掲示する。 イ 教科書センター（中央図書館） 中央図書館においても、1階カウンターが教科書閲覧場所であることを、利用者に判り易く掲示していく。 合わせて教科書の見本をホームページに公開している発行者もあることを、区民に周知していく。 3 採択日時 令和6年8月20日（火）教育委員会定例会で採択する予定。 4 採択結果報告 令和6年8月30日（金）までに東京都教育委員会へ報告する。

	5 今後の方針 ア 足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科用図書審議会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会を設置し、調査・研究を進めていく。 イ 令和6年5月8日（水）に教科用図書審議会委嘱式・事務説明会を開催し、審議委員の委嘱および採択資料の作成を付託する予定。7月開催予定の審議会については会議を公開する。 ウ 令和6年5月15日（水）に第1回教科用図書調査委員会を開催し、調査委員の委嘱および調査報告書の作成を付託する予定。
--	--

【教科書採択の流れ】

※日程・時間等は、全て予定。



教 育 委 員 会 報 告

令和6年4月9日

件 名	部活動に関する教員、生徒、保護者への意識調査の結果について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	部活動に関する教員、生徒、保護者への意識調査の結果について、以下のとおり報告する。 1 調査目的 現状での教員の部活動に関わる負担感を確認するとともに、生徒と保護者の部活動に関する考えを調査することで、今後の部活動地域連携・地域移行の進め方を検討する参考とする。 2 対象 区内中学校教員、区内中学校生徒、区内中学校生徒の保護者 3 調査方法 G o o g l e F o r m s 4 調査時期 令和6年1月23日（火）から同年2月9日（金）まで 5 調査結果（詳細はP44～46のとおり） (1) 学校での部活動に教育的意義を感じている教員の割合が高いが、部活動に対する負担を感じている教員が65.3%いる。 (2) 現在の部活動の形のまま継続を望む生徒や、活動時間を増やしたい生徒の割合が高い。 (3) 今後、部活動が地域の活動に移行した際は、「月に5,000円」程度の負担額であれば参加させたいと考えている保護者の割合が高い。 6 令和6年度の方針 (1) 教員から要望の多い外部指導員や部活動指導員を拡充し、教員の負担軽減や、生徒への専門的な技術指導の推進を図る。 (2) 部活動指導員の配置を認められたものの一定期間経過後も要員が見つからない場合は、他の配置を要望する学校に配置枠を委譲するなど、柔軟な対応で配置枠を有効に活用する。 ※ 部活動指導員の現状 令和5年度の部活動指導員は定数45人。各中学校1人、12

	学級以上の場合は複数配置を承認している。しかし、9校・12種目で要員が見つからず配置できなかった。一方、配置を要望されたが承認を与えられなかったのが11校・13種目あった。 (3) 足立区における部活動の地域連携・地域移行の進め方を引き続き検討するとともに、地域連携・地域移行に向けた計画を作成する。 (4) 部活動の地域連携・地域移行に向け、行政主導型の地域クラブの実施等の可能性に向けた検討を行うとともに、今後も必要に応じて意識調査を行い、生徒や保護者のニーズを把握する。
--	---

(1) 教員向けアンケート 回答：523人／765人（回答率68％）

- 部活動指導に対して負担を感じているが、学校での部活動に教育的意義を感じている割合が高いため、教員の負担軽減を図っていく必要がある。
- 「外部指導員や部活動指導員の制度の拡充」を希望している割合がとても高い。
- 今後の実施形態について、「地域の活動への移行」「部活動指導員の拡充」を希望する割合が高い。

①部活動に対する負担感

とても強く感じる	29.5%
強く感じる	35.8%
あまり感じない	29.3%
感じない	5.4%

②生徒が部活動に参加することに教育的意義があるか

とてもある	36.1%
ある	53.4%
あまりない	8.6%
まったくない	1.9%

③教員が部活動指導することに教育的意義があるか

とてもある	18.2%
ある	49.7%
あまりない	22.2%
まったくない	9.9%

④自分の専門性を活かせる部活動ならば関わりたいか

積極的にかかわりたい	26.0%
少しは関わりたい	42.5%
できれば関わりたい	17.0%
全く関わりたい	14.5%

⑤外部指導員や部活動指導員の制度を拡充してほしいか

ぜひ拡充してほしい	70.4%
できれば拡充してほしい	22.0%
必要ない	7.6%

⑥今後の部活動はどのような実施形態が望ましいと思うか

学校教育の一環ではなく、部活動を地域クラブや民間団体などにおける活動に移行する	43.6%
現在の部活動を維持し、外部指導員や部活動指導員の拡充	33.5%
設置する部活動を精選して、自校で実施する	9.4%
現在の部活動の実施形態のままでよい	4.0%
複数の学校による合同部活動として実施する	2.5%
その他	7.0%

（２）生徒向けアンケート 回答：7, 796人／13, 728人（回答率56％）

- 現在の部活動の形のままの継続を望む生徒や、活動時間を増やしたいと考えている生徒の割合が高い。教員の働き方改革の推進に向けた勤務時間の削減とのギャップが生じている。
- 希望する種目や分野の部活動がないために、部活動に参加していない生徒の割合が高い。学校規模や顧問の有無により、自校での部活動に参加できていない生徒の活動を確保する機会を設ける必要がある。

①現在の部活動に求めているもの（複数回答可）

現在の部活動が有意義であるため、今の形のままがよい	56.2％
技能の向上や高い記録や成績を残すため、活動時間を増やしてほしい	23.2％
部活動指導員など外部の指導員から専門的な技術指導を受けたい	19.5％
学習や趣味に時間が使えないため、活動時間を減らしてほしい	15.6％

②部活動に参加していない理由

自分が希望する種目や分野の部活動がないため	23.1％
同じ種目や分野の活動を学校外で行っているため	18.0％
学校の部活動よりも学業を優先させたいため	17.3％
友達と遊ぶことを優先させたいため	8.8％
その他（引退している等）	32.8％

（３）保護者向けアンケート 回答：4, 447人

- 部活動及び地域のスポーツ活動や文化的活動の負担額は「月に2,500円程度」の割合が高い。
- 今後、部活動が地域の活動に移行した際は、「月に5,000円程度」に費用負担額を抑える必要がある。

①現在の部活動の部費（保護者の負担）（年間）

負担していない	55.2％
1円～30,000円（月当たり、1円～2,500円程度）	42.5％
30,001円～60,000円（月当たり、2,500円～5,000円程度）	2.1％
60,001円以上（月当たり、5,000円以上）	0.2％

②部活動の部費以外の負担費用（年間）

負担していない	26.4％
1円～30,000円（月当たり、1円～2,500円程度）	57.8％
30,001円～60,000円（月当たり、2,500円～5,000円程度）	13.0％
60,001円以上（月当たり、5,000円以上）	2.8％

③部活動以外の地域のスポーツ活動や文化的活動に参加している場合の負担額（年間）

負担していない	66.1%
1円～30,000円（月当たり、1円～2,500円程度）	16.9%
30,001円～60,000円（月当たり、2,500円～5,000円程度）	4.5%
60,001円～120,000円（月当たり、5,000円～10,000円程度）	5.5%
120,001円以上（月当たり、10,000円以上）	7.0%

④今後、休日の部活動が地域の活動に移行し、その活動に参加する場合の、保護者が負担する活動費についての考え

保護者の費用負担が生じるのであれば、参加させない。	21.9%
年間30,001円～60,000円（月当たり、2,500円～5,000円程度）の負担であれば、参加させたい。	69.0%
年間60,001円～120,000円（月当たり、5,001円～10,000円程度）の負担であれば、参加させたい。	6.2%
年間で120,001円（月当たり、10,001円）以上の負担であっても、参加させたい。	2.9%

教 育 委 員 会 報 告

令和6年4月9日

件名	「令和5年度第3回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について																						
所管部課名	教育指導部教育指導課																						
内 容	1 アンケート実施期間 令和6年2月1日から同月29日までににおいて各学校が定めた期間 ※（参考）年3回（6月、11月、2月）実施																						
	2 対 象 全区立小・中学校 全児童・生徒 調査対象数 小学校 29,755名 中学校 13,559名 計 43,314名 回答数 42,568名 回収率 98.3%																						
	3 結果概要（主要項目の前年2月との比較） 全体についてはP49～51参照。																						
	<table><tr><th></th><th>数</th><th>割合</th><th>増減</th></tr><tr><td>相談できる人がいる</td><td>42,153人</td><td>99.0%</td><td>△48人 △0.2ポイント</td></tr><tr><td>相談できる人がいない</td><td>415人</td><td>1.0%</td><td>+68人 +0.2ポイント</td></tr><tr><td>冷やかし、からかい、悪口を言われた</td><td>2,159件</td><td>5.1%</td><td>+72件 +0.3ポイント</td></tr><tr><td>未提出数 ※</td><td>746件</td><td>1.7%</td><td>+122件 +0.3ポイント</td></tr></table>				数	割合	増減	相談できる人がいる	42,153人	99.0%	△48人 △0.2ポイント	相談できる人がいない	415人	1.0%	+68人 +0.2ポイント	冷やかし、からかい、悪口を言われた	2,159件	5.1%	+72件 +0.3ポイント	未提出数 ※	746件	1.7%	+122件 +0.3ポイント
		数	割合	増減																			
	相談できる人がいる	42,153人	99.0%	△48人 △0.2ポイント																			
	相談できる人がいない	415人	1.0%	+68人 +0.2ポイント																			
	冷やかし、からかい、悪口を言われた	2,159件	5.1%	+72件 +0.3ポイント																			
	未提出数 ※	746件	1.7%	+122件 +0.3ポイント																			
	※ うち不登校であり、回収に至らなかった524件（+31件） ※ 未提出は調査対象数、他は回答数に占める割合。																						
4 アンケート結果の分析と今後の対応																							
結果の分析		今後の対応																					
ア 令和5年11月調査と比較して、数値は軒並み改善しており、学校の地道な取組の成果であると推察できる。		ア 「相談できる人がいない」児童・生徒について、WEBQUの結果とのクロス集計を行い、個別に面談等を行いフォローを継続していくよう学校に指導する。																					
イ 相談先について、前年と比較して「SC」が増加している。校内委員会の体制が整い、相談先が広がってきたと考えられる。		イ 各校において校内での相談先を児童・生徒に改めて周知するとともに、教職員からも日常的に児童・生徒との関わりや声掛けを増やすなどの対応を強化するよう依頼する。																					

	ウ 毎年度、年度末にかけて数値が改善している。教員が児童・生徒に時間をかけて丁寧に対応し、年度末に向けて学級及び学年内の人間関係が成熟していることが推察できる。	ウ 学校だけでの解決が難しく、教育指導課と連携する事案の大多数は、関係児童同士は関係を改善しても保護者が納得できない事案である。今後もいじめ等問題対策委員会において、保護者への対応方法について委員から指導・助言を仰ぐ。
	エ 未提出数の増加については、実施期間中に居住地以外に在住、日本語による読解が困難な状況にある等、外国にルーツをもつ児童・生徒が増加していることが要因と考えられる。	エ 外国にルーツをもつ児童・生徒に対するいじめ等の相談は、各学校に配付している音声翻訳機の活用や、あだち日本語学習ルーム等との連携によるいじめ等の把握と必要な相談ができるよう学校に指導する。
5 今後の方針 (1) 令和6年4月の定例校長会、生活指導担当者連絡会にて、結果概要を公表するとともに、いじめ等問題対策委員会にて報告する。 (2) 令和5年度の「いじめアンケート」の結果を令和6年度に引き継ぐとともに、管理職及び生活指導担当者と情報共有する。		

基礎情報	小学校			中学校			合計		
	R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2
在籍数	30,117 人	29,745 人	29,755 人	13,751 人	13,562 人	13,559 人	43,868 人	43,307 人	43,314 人
調査回答数	29,886 人	29,492 人	29,413 人	13,358 人	13,192 人	13,155 人	43,244 人	42,684 人	42,568 人
回答率	99.2%	99.1%	98.9%	97.1%	97.3%	97.0%	98.6%	98.6%	98.3%
未回収数	231 人	253 人	342 人	393 人	370 人	404 人	624 人	623 人	746 人
前回未回収数	211 人	178 人	253 人	409 人	226 人	370 人	620 人	404 人	623 人

結果 (回答件数)

調査項目			小学校			中学校			合計		
			R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2
1	相談できる人がいる		99.6%	99.2%	99.3%	98.4%	98.2%	98.4%	99.2%	98.9%	99.0%
	内訳	家の人	91.2%	90.4%	91.1%	80.7%	79.9%	81.7%	88.0%	87.2%	88.2%
	※複数回答	先生	66.6%	64.5%	66.1%	54.4%	53.0%	53.7%	62.8%	61.0%	62.3%
		友人	62.8%	60.9%	62.8%	77.4%	76.7%	77.4%	67.3%	65.8%	67.3%
		S C	14.1%	14.6%	15.5%	18.9%	19.3%	19.5%	15.6%	16.0%	16.7%
		その他	3.2%	3.5%	3.6%	1.9%	2.1%	1.7%	2.8%	3.1%	3.0%
	相談先「その他」 主な内訳 ・親類・知人 ・小中学校以外の先生（キッズパレット、学童、児童館・デイサービス、習い事 等） ・相談機関（こども支援センターげんき・東京都立精神保健福祉センター 等） ・電話・SNS相談（SOSダイヤル・足立区いじめ相談 等）										
2	冷やかしの、からかい、悪口を言われた		1,956 人	2,871 人	2,042 人	131 人	174 人	117 人	2,087 人	3,045 人	2,159 人
			6.5%	9.7%	6.9%	1.0%	1.3%	0.9%	4.8%	7.1%	5.1%
3	仲間はずれ、無視		817 人	1,190 人	787 人	37 人	61 人	29 人	854 人	1,251 人	816 人
			2.7%	4.0%	2.7%	0.3%	0.5%	0.2%	2.0%	2.9%	1.9%
4	軽くぶつかる、叩かれる、蹴られる		541 人	810 人	502 人	32 人	91 人	37 人	573 人	901 人	539 人
			1.8%	2.7%	1.7%	0.2%	0.7%	0.3%	1.3%	2.1%	1.3%
5	ひどく叩かれる、蹴られる		383 人	628 人	404 人	12 人	30 人	13 人	395 人	658 人	417 人
			1.3%	2.1%	1.4%	0.1%	0.2%	0.1%	0.9%	1.5%	1.0%
6	お金を取られる、隠される		11 人	15 人	15 人	1 人	4 人	1 人	12 人	19 人	16 人
			0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満
	・100円とられた・財布を隠された・校帽をかくされた・ふざけて取られた千円を返してもらっていない・自分の手紙が踏まれ、足跡がついた・おごったり、おごられたりする中で、自分の使いたくないお金が使われた・お金を取られた・シールと500円を交換させられた										

調査項目		小学校			中学校			合計		
		R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2
7	物をとられる、隠される	439 人	592 人	399 人	28 人	51 人	30 人	467 人	643 人	429 人
		1.5%	2.0%	1.4%	0.2%	0.4%	0.2%	1.1%	1.5%	1.0%
8	嫌なことをされる、させられる	294 人	422 人	266 人	61 人	29 人	21 人	355 人	451 人	287 人
		1.0%	1.4%	0.9%	0.5%	0.2%	0.2%	0.8%	1.1%	0.7%
9	パソコンやスマホ、携帯での嫌がらせ	61 人	91 人	67 人	14 人	36 人	17 人	75 人	127 人	84 人
		0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%
10	他のことでいじめられた	138 人	206 人	152 人	6 人	11 人	6 人	144 人	217 人	158 人
		0.5%	0.7%	0.5%	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.3%	0.5%	0.4%
	・ノリ程度でやっているのに、先生に言われたり、責められたり、自分のせいにされたりする・友達と話をしているときに、話題を取られる・グループ作業中にペンを取ってくるよう命令された・自分がしていないことをしたと疑われた・絵を見せたら笑われた・内緒話をされたていると感じている・うわさをされる									
11	友達がいじめられているのを見た	1,221 人	1,786 人	1,208 人	52 人	92 人	57 人	1,273 人	1,878 人	1,265 人
		4.1%	6.1%	4.1%	0.4%	0.7%	0.4%	2.9%	4.4%	3.0%
12	今、いじめられている	243 人	335 人	220 人	28 人	28 人	23 人	271 人	363 人	243 人
		0.8%	1.1%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%	0.6%	0.9%	0.6%

未回収数の内訳

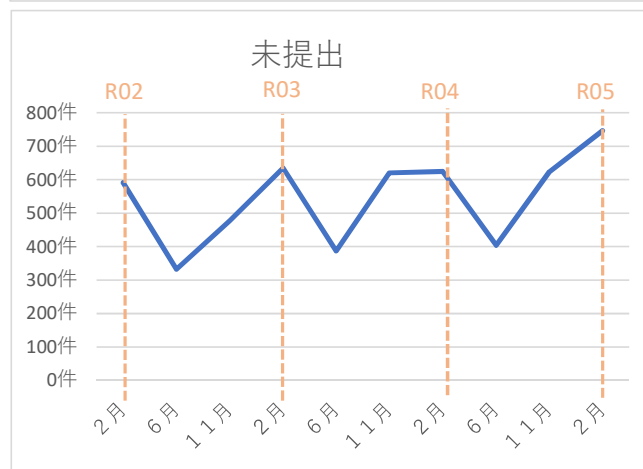
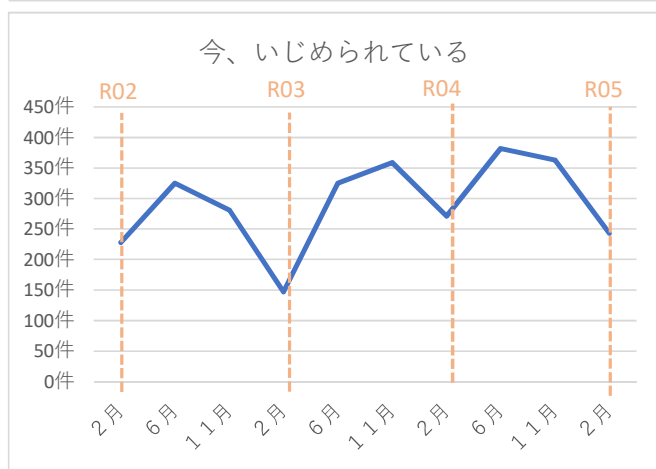
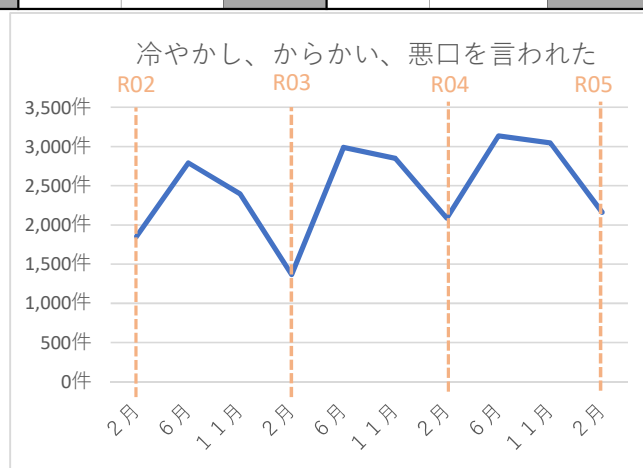
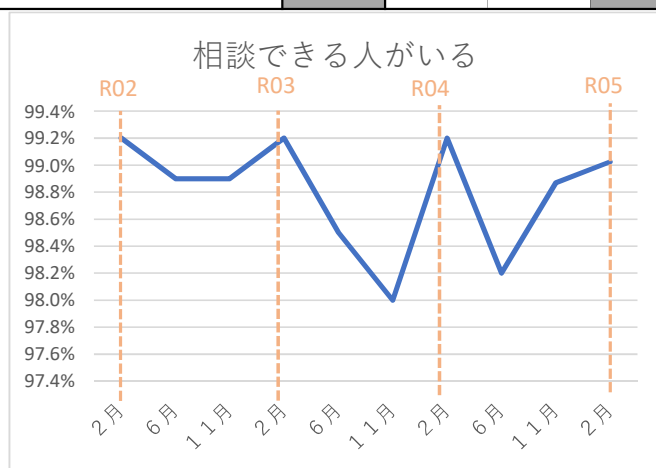
	小学校			中学校			合計		
	R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2
全員回収	9	9	7	4	0	1	13	9	8
1 名	16	9	8	0	1	3	16	10	11
2 名	6	15	10	5	2	4	11	17	14
5 名以内	23	15	21	7	9	7	30	24	28
1 0 名以内	11	16	14	5	9	5	16	25	19
1 1 名以上	3	3	7	14	14	15	17	17	22
合計	68	67	67	35	35	35	103	102	102

未回収となった主な理由

	小学校			中学校			合計		
	R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2	R5. 2	R5. 11	R6. 2
学籍のみ	17	14	23	14	15	15	31	29	38
実施期間中に居住地以外に在住	12	18	40	3	6	10	15	24	50
児童相談所等との連携	12	12	13	11	16	22	23	28	35
不登校であり、回収に至らなかった	168	177	205	325	293	319	493	470	524
本人・保護者の判断	3	7	12	31	19	21	34	26	33
病気（入院中も含む）	17	12	35	6	19	13	23	31	48
日本語による読解が困難な状況	2	13	14	3	2	4	5	15	18
合計	231	253	342	393	370	404	624	623	746

令和5年度 第3回学校生活及びいじめに関するアンケート調査結果【抜粋（年度中の変化）】

<経年>	令和 2年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	2月	6月	11月	2月	6月	11月	2月	6月	11月	2月
相談できる人がいる	99.2%	98.9%	98.9%	99.2%	98.5%	98.0%	99.2%	98.2%	98.9%	99.0%
冷やかし、からかい、悪口を言われた	1,850件	2,793件	2,395件	1,366件	2,989件	2,851件	2,087件	3,135件	3,045件	2,159件
今、いじめられている	228件	325件	281件	147件	325件	359件	271件	382件	363件	243件
未提出	591件	332件	477件	635件	387件	620件	624件	404件	623件	746件



教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 4 月 9 日

件名	令和6年度ペアレント・メンター事業について																				
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課																				
内容	ペアレント・メンター事業について、令和6年度から区主導の事業に変更するため、事業開始に向けた進ちょく状況を報告する。 1 令和6年度ペアレント・メンター事業の概要 (1) ペアレント・メンター事業の相談拠点を、こども支援センターげんき5階に置く (2) 要綱に基づき相談事業に協力できる団体に登録してもらう（以下「登録団体」という。）。 (3) 登録団体のメンターが、相談者との調整および相談業務を行う。 【相談業務のイメージ】 足立区 こども支援センターげんき5階 ※相談業務日以外は、支援管理課（2階）で受付 登録団体 （複数想定） 区民 （相談者） ① 相談申込み ② 相談内容の情報提供およびメンター依頼 ③ 調整および相談対応 ④ 実績報告 ⑤ 謝礼 2 相談日 <table><tr><td></td><td>月曜</td><td>火曜</td><td>水曜</td><td>木曜</td><td>金曜</td><td>土曜</td></tr><tr><td rowspan="2">相談業務</td><td>—</td><td>相談 9時30分 ～ 12時30分</td><td>—</td><td>相談 9時30分 ～ 12時30分</td><td>相談 9時30分 ～ 12時30分</td><td>—</td></tr><tr><td>—</td><td>相談 13時30分 ～ 16時30分</td><td>—</td><td>相談 13時30分 ～ 16時30分</td><td>相談 13時30分 ～ 16時30分</td><td>—</td></tr></table> (1) 週3日（火・木・金）の相談業務日を設ける。 (2) 相談業務日に個別相談（来所または電話）を受ける。 (3) グループ相談（月1～2回程度、テーマ等を設定）を開催する。		月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	相談業務	—	相談 9時30分 ～ 12時30分	—	相談 9時30分 ～ 12時30分	相談 9時30分 ～ 12時30分	—	—	相談 13時30分 ～ 16時30分	—	相談 13時30分 ～ 16時30分	相談 13時30分 ～ 16時30分	—
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜															
相談業務	—	相談 9時30分 ～ 12時30分	—	相談 9時30分 ～ 12時30分	相談 9時30分 ～ 12時30分	—															
	—	相談 13時30分 ～ 16時30分	—	相談 13時30分 ～ 16時30分	相談 13時30分 ～ 16時30分	—															

※ 会場は、こども支援センターげんきの他、地域学習センター会議室などを利用しながら開催していく想定である。

(4) 相談業務日以外の電話については支援管理課が受け、翌日以降に登録メンターより連絡を入れる。

【1、2に関する令和5年12月12日開催文教委員会以降の動き】

- 区主催の養成研修を開催し、4名が受講終了した。
- ペアレント・メンターアドバイザー2名を委嘱した（鳥取大学：井上雅彦教授、日本ペアレント・メンター研究会：原口英之公認心理師）。
- 令和6年3月29日付け、相談事業従事団体の登録に関する要綱、相談事業実施要綱（4月1日施行）を決定した。
- 令和6年4月11日（木）を期限に、登録団体の申し込みを受け付けた。
- 相談業務の時間を、午前午後とも同じく3時間単位に変更した。

3 業務の内容と謝礼について（案）

以下のとおりの謝礼（交通費相当分を含む。）を登録団体に対して支出する。

業務区分	金額
コーディネーター業務 ※1 ① 担当メンターの調整 ② 利用者との連絡調整 ③ 相談同席 ④ 記録集約 等	1日、5,000円
相談業務 ① 個別相談 ② グループ相談 ※2 ③ 電話相談 等	1時間、1,500円（1名）

※1 コーディネーター業務とは、相談者の悩みに適切と思われるメンターの手配を担い、かつ事例によってはメンターと一緒に相談に同席するなど調整業務を行う。

※2 グループ相談とは、テーマ等を設定し（例・進路や学校でのかわり方など）保護者数人とメンターとで意見交換する。

【3に関する令和5年12月12日開催文教委員会以降の動き】

- コーディネーター業務の謝礼を改めて精査し、1件5,000円から1日5,000円に変更した。
- 相談業務の謝礼を、交通費相当分を勘案し1,113円から1,500円に変更した。

4 今後の方針

- (1) 申請団体の登録基準の審査および登録手続を進める。
- (2) 登録団体決定後、早期に調整を図り相談業務を開始する。
- (3) 相談業務開始後も登録団体と協議しながら事業を進め、安定運営を図っていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年4月9日

件名	区立小学校における医療的ケア児支援について																					
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課																					
内 容	令和6年4月より、就学前後をつなぐ医療的ケア児への切れ目のない支援体制として、区立保育園（医療的ケア指定園）5園と連携しながら、区立小学校6校（6名）で本格的な支援を開始する。																					
	1 医療的ケア児支援体制について																					
	（1）たん吸引ケア児支援 認定特定行為業務従事者（スクールアシスタント）が終日学校に常駐し、医療的ケア（たん吸引）を実施する。なお、区立保育園常勤看護師が週1回訪問し、指導や助言を行う。																					
	（2）3ケア児支援（経管栄養、導尿、血糖値測定・インスリン注射） 委託訪問看護事業者の看護師が主治医に指示された時間に学校を訪問し、医療的ケア（3ケア）を実施する。																					
	（3）区立保育園常勤看護師との連携（医療的ケア指定看護師） 円滑な支援実施のため、区立保育園常勤看護師は関係者間のパイプ役を担うとともに、安全管理、たん吸引ケア実施校への緊急対応を行う。																					
	<table><tr><td>受け入れケア</td><td>保育園</td><td>連携</td><td>小学校</td><td>連携看護師の役割</td><td>支援可能校</td></tr><tr><td>たん吸引</td><td rowspan="4">常勤 看護師</td><td></td><td>認定特定行為業務従事者 （常駐方式）</td><td>緊急時対応・安全管理 関係者間連絡調整</td><td>拠点校</td></tr><tr><td>経管栄養</td><td></td><td rowspan="3">委託訪問看護事業者 （訪問看護事業者委託方式）</td><td rowspan="3">関係者間の連絡調整</td><td rowspan="3">在籍校</td></tr><tr><td>導尿</td><td></td></tr><tr><td>血糖値測定・ インスリン注射</td><td></td></tr></table>	受け入れケア	保育園	連携	小学校	連携看護師の役割	支援可能校	たん吸引	常勤 看護師		認定特定行為業務従事者 （常駐方式）	緊急時対応・安全管理 関係者間連絡調整	拠点校	経管栄養		委託訪問看護事業者 （訪問看護事業者委託方式）	関係者間の連絡調整	在籍校	導尿		血糖値測定・ インスリン注射	
受け入れケア	保育園	連携	小学校	連携看護師の役割	支援可能校																	
たん吸引	常勤 看護師		認定特定行為業務従事者 （常駐方式）	緊急時対応・安全管理 関係者間連絡調整	拠点校																	
経管栄養			委託訪問看護事業者 （訪問看護事業者委託方式）	関係者間の連絡調整	在籍校																	
導尿																						
血糖値測定・ インスリン注射																						
	2 ガイドラインの策定について 区立小学校での本格的支援開始にあたり、保育園でのガイドラインの方向性を踏まえつつ「足立区立小学校における医療的ケア児支援実施ガイドライン」を策定し、区立小・中学校へ周知した。																					
	3 今後の方針 関係所管との連携をさらに強化し、支援ニーズに合わせた情報提供を行えるようにしていく。																					

教 育 委 員 会 報 告

令和6年4月9日

件 名	東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	令和6年度より参加する東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について報告する。 1 東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業の内容 (1) 概要（仮想空間の例はP 5 7 参照） ア 東京都がオンライン上の仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を構築し、不登校児童・生徒の居場所・学びの場を整備して自治体に提供する（各自治体に1フロア提供）。 イ 児童・生徒はその仮想空間上でアバターを使い、支援員等との交流や学習支援を受けることができる。 (2) 東京都と足立区の役割分担 ア 東京都 (ア) 支援が必要な子どもたちの居場所・学びの場を、オンライン（仮想空間）上で提供し区市町村を支援 (イ) メタバース空間を安心して利用してもらうために、オンライン支援員を配置し子どもたちの操作をフォロー (ウ) 区市町村職員向け操作説明会の実施 (エ) 利用マニュアルの共有 イ 足立区 (ア) 仮想空間上で担当教育相談員とチャレンジ学級・あすテップの指導員が支援 (イ) 2 (1) の支援プログラムにより心理・教育の両面から支援 (3) 費用 令和6年度は無料 2 区で行う支援内容 (1) 支援プログラム（予定） ア チャレンジ学級・あすテップのオンライン授業配信の視聴 イ オンライン授業配信視聴後のグループワーク ウ 教育相談員によるオンライン相談 (2) 支援対象者（予定） チャレンジ学級・あすテップへの通級が不定期な生徒や通級に踏

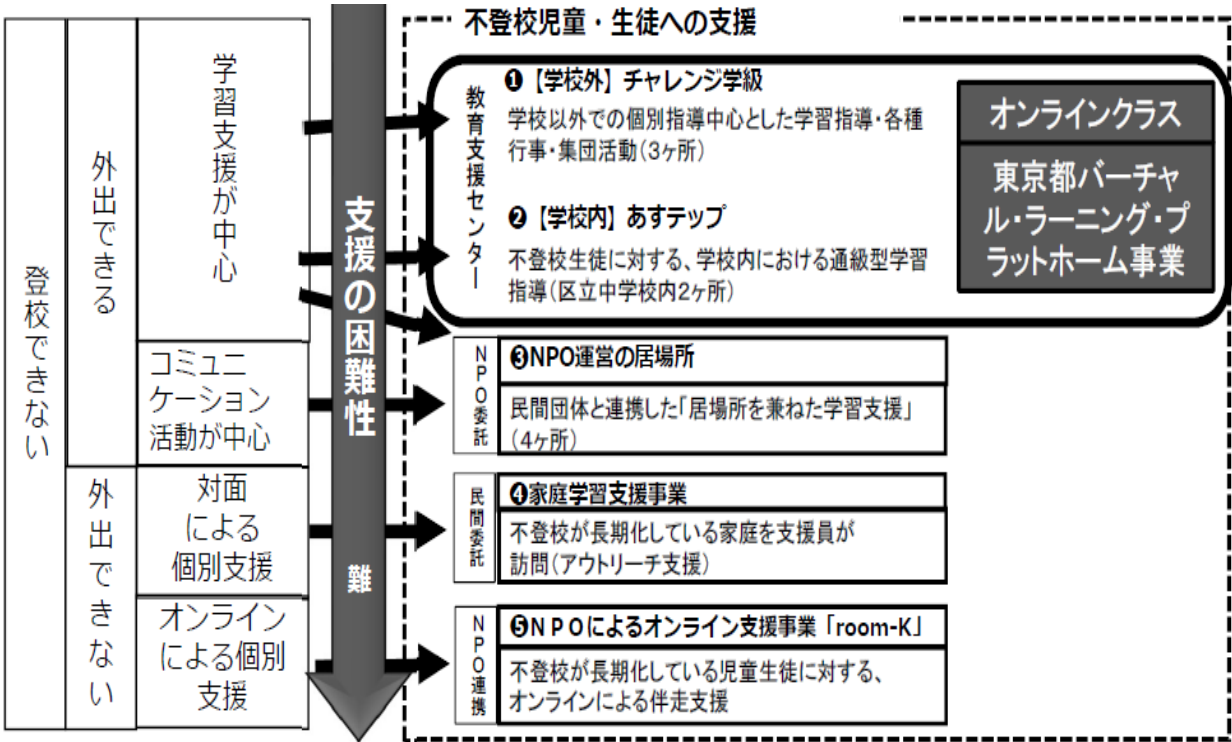
	み出せない生徒、想定人数３０～４０人程度（Ｐ５７参照） （３）期待される効果 ア チャレンジ学級等への参加が断続的になっている児童・生徒の新たな学びの場を作ることが可能となる。 イ 通級へのきっかけづくり。 ３ 令和６年度の方針 東京都教育委員会が開催する令和５年度の成果報告会の内容を踏まえ、実施事業者と調整し、令和６年６月頃の実施に向けて詳細な支援内容を決定していく。
--	---

東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業 仮想空間の例



(東京都説明会資料より抜粋)

【支援対象者（予定）】

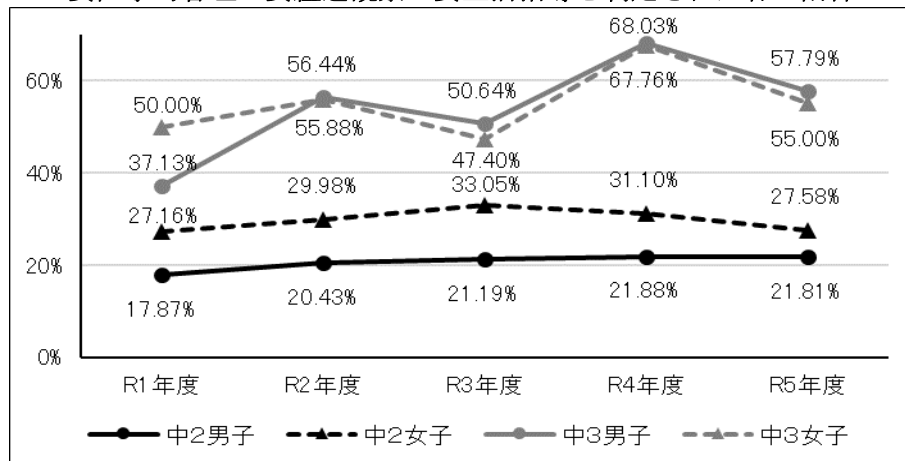


教 育 委 員 会 報 告

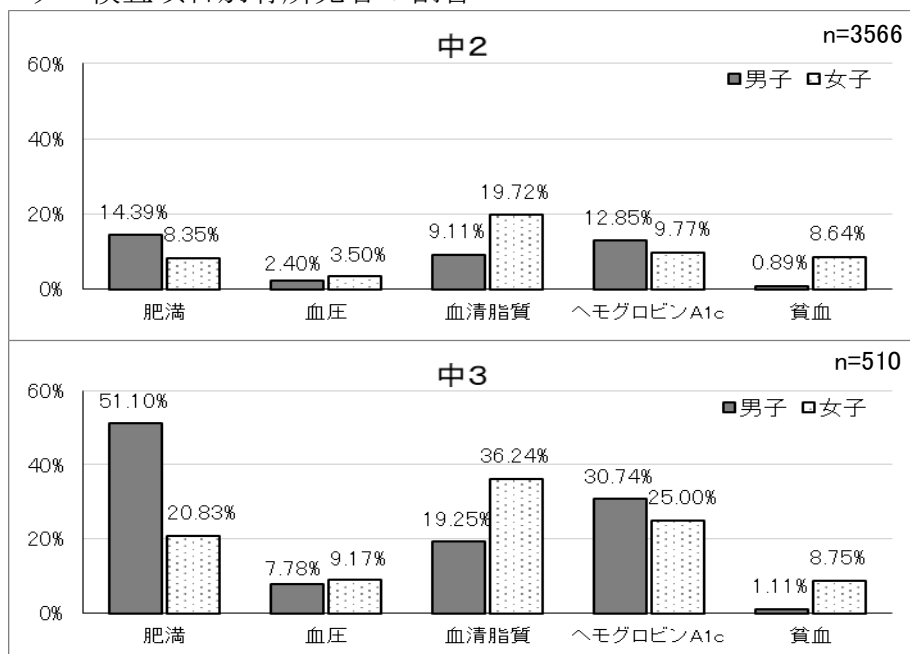
令和6年4月9日

件 名	貧血・小児生活習慣病予防健診の実施結果について																																																																																							
所管部課名	学校運営部学務課																																																																																							
内 容	令和5年度に実施した貧血・小児生活習慣病予防健診の結果について、以下のとおり報告する。 1 検査内容 計測（肥満度）、血圧測定、採血（総コレステロール、HDL コレステロール、LDL コレステロール、ヘモグロビン A1c） 2 中学校の実施結果 （1）健診対象者 ア 中学2年生 イ 前年度の健診で要医学的管理・要経過観察・ヘモグロビン A1c5.6%以上と判定された中学3年生 ※ いずれも保護者同意が必要 （2）健診結果 ア 受診率 中2：78.8%（対象4,525人中、3,566人受診） 中3：74.0%（対象689人中、510人受診） 【受診率の年次推移】 イ 総合判定 （単位：人） <table><tr><th></th><th></th><th>受診者数</th><th colspan="2">要医学的管理</th><th colspan="2">要経過観察</th><th colspan="2">要生活指導</th><th colspan="2">管理不要</th><th colspan="2">正常</th></tr><tr><td rowspan="3">中2</td><td>男子</td><td>1793</td><td>56</td><td>3.12%</td><td>151</td><td>8.42%</td><td>184</td><td>10.26%</td><td>484</td><td>26.99%</td><td>918</td><td>51.20%</td></tr><tr><td>女子</td><td>1773</td><td>28</td><td>1.58%</td><td>142</td><td>8.01%</td><td>319</td><td>17.99%</td><td>446</td><td>25.16%</td><td>838</td><td>47.26%</td></tr><tr><td>全体</td><td>3566</td><td>84</td><td>2.36%</td><td>293</td><td>8.22%</td><td>503</td><td>14.11%</td><td>930</td><td>26.08%</td><td>1756</td><td>49.24%</td></tr><tr><td rowspan="3">中3</td><td>男子</td><td>270</td><td>41</td><td>15.19%</td><td>73</td><td>27.04%</td><td>42</td><td>15.56%</td><td>52</td><td>19.26%</td><td>62</td><td>22.96%</td></tr><tr><td>女子</td><td>240</td><td>29</td><td>12.08%</td><td>55</td><td>22.92%</td><td>48</td><td>20.00%</td><td>60</td><td>25.00%</td><td>48</td><td>20.00%</td></tr><tr><td>全体</td><td>510</td><td>70</td><td>13.73%</td><td>128</td><td>25.10%</td><td>90</td><td>17.65%</td><td>112</td><td>21.96%</td><td>110</td><td>21.57%</td></tr></table>			受診者数	要医学的管理		要経過観察		要生活指導		管理不要		正常		中2	男子	1793	56	3.12%	151	8.42%	184	10.26%	484	26.99%	918	51.20%	女子	1773	28	1.58%	142	8.01%	319	17.99%	446	25.16%	838	47.26%	全体	3566	84	2.36%	293	8.22%	503	14.11%	930	26.08%	1756	49.24%	中3	男子	270	41	15.19%	73	27.04%	42	15.56%	52	19.26%	62	22.96%	女子	240	29	12.08%	55	22.92%	48	20.00%	60	25.00%	48	20.00%	全体	510	70	13.73%	128	25.10%	90	17.65%	112	21.96%	110	21.57%
		受診者数	要医学的管理		要経過観察		要生活指導		管理不要		正常																																																																													
中2	男子	1793	56	3.12%	151	8.42%	184	10.26%	484	26.99%	918	51.20%																																																																												
	女子	1773	28	1.58%	142	8.01%	319	17.99%	446	25.16%	838	47.26%																																																																												
	全体	3566	84	2.36%	293	8.22%	503	14.11%	930	26.08%	1756	49.24%																																																																												
中3	男子	270	41	15.19%	73	27.04%	42	15.56%	52	19.26%	62	22.96%																																																																												
	女子	240	29	12.08%	55	22.92%	48	20.00%	60	25.00%	48	20.00%																																																																												
	全体	510	70	13.73%	128	25.10%	90	17.65%	112	21.96%	110	21.57%																																																																												

要医学的管理・要経過観察・要生活指導と判定された者の割合



ウ 検査項目別有所見者の割合



【有所見内訳】

検査項目	判定
肥 満	肥満度 20%以上
血 圧	高血圧・軽度高血圧
血清脂質	かなり異常・異常・異常傾向
ヘモグロビン A1c	ヘモグロビン A1c5.6%以上
貧 血	要受診

工 中学3年生結果前年度比較

		受診者数	要医学的管理		要經過觀察		要生活指導		管理不要		正常	
R 4	男子	346	70	20.23%	139	40.17%	18	5.20%	41	11.85%	78	22.54%
	女子	342	55	16.08%	174	50.88%	28	8.19%	23	6.73%	62	18.13%
	全体	688	125	18.17%	313	45.49%	46	6.69%	64	9.30%	140	20.35%
R 5	男子	270	41	15.19%	73	27.04%	42	15.56%	52	19.26%	62	22.96%
	女子	240	29	12.08%	55	22.92%	48	20.00%	60	25.00%	48	20.00%
	全体	510	70	13.73%	128	25.10%	90	17.65%	112	21.96%	110	21.57%

改善狀況：

△4.44

△20.40

10.96

12.66

1.22

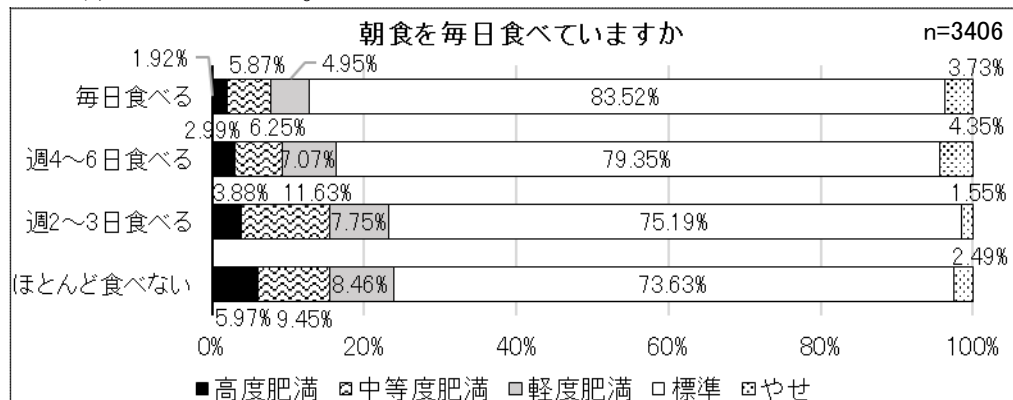
<改善のための取り組み>

- ① 各学校での受診勧奨
- ② 養護教諭や栄養士による事後指導、保護者面談
- ③ 専門医による事後講演会および個別相談（区主催）

(3) 生活アンケート結果

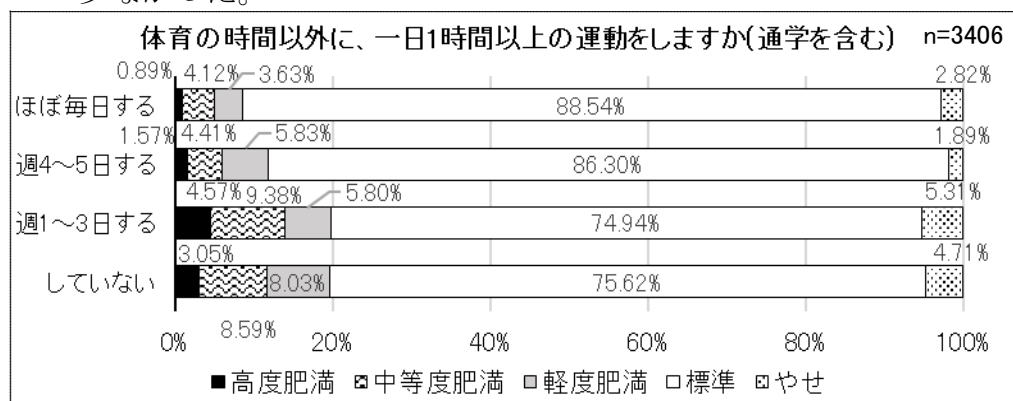
ア 朝食と肥満の関係

朝食を食べる頻度が多いほど、標準体重の割合が多く、肥満の割合が少なかった。



イ 運動と肥満の関係

運動する習慣があるほど、標準体重の割合が多く、肥満の割合が少なかった。



(4) 事後講演会・個別相談

ア 日時 令和5年12月16日（土）午後1時～4時半

イ 場所 足立区役所庁舎ホール

ウ 参加人数

(単位：人)

	講演会	医師相談	栄養相談
参加者	61	7	21

(5) その他

各校の養護教諭による事前指導および事後指導を実施

3 小学校のモデル実施結果

(1) 健診対象者

モデル5校の小学5年生 ※ 保護者同意が必要
(モデル校は、肥満度20%以上の割合が多い学校から選定)

(2) 健診結果

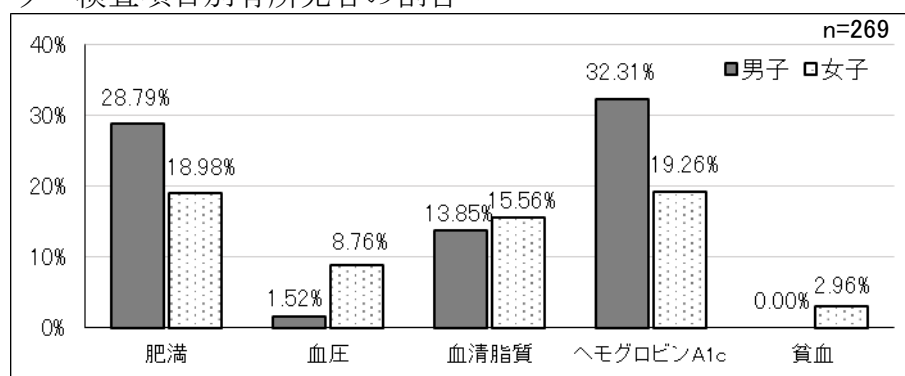
ア 受診率 72.9% (対象369人中、269人受診)

イ 総合判定

(単位: 人)

	受診者数	要医学的管理		要経過観察		要生活指導		管理不要		正常	
男子	132	3	2.27%	20	15.15%	25	18.94%	28	21.21%	56	42.42%
女子	137	2	1.46%	20	14.60%	25	18.25%	35	25.55%	55	40.15%
全体	269	5	1.86%	40	14.87%	50	18.59%	63	23.42%	111	41.26%

ウ 検査項目別有所見者の割合

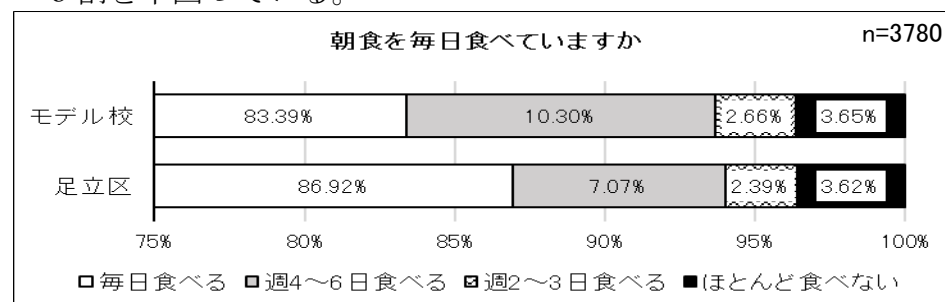


【有所見内訳】

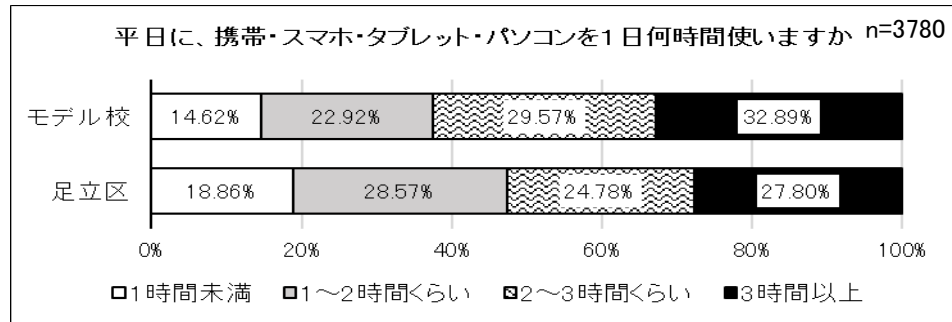
検査項目	判定
肥 満	肥満度 20%以上
血 圧	高血圧・軽度高血圧
血清脂質	かなり異常・異常・異常傾向
ヘモグロビン A1c	ヘモグロビン A1c 5.6%以上
貧 血	要受診

(3) 生活アンケート結果 (区全体とモデル校)

ア 朝食を毎日食べる割合は、モデル校の方が少ないが、区全体でも9割を下回っている。



イ モデル校の方が、スクリーンタイムが長い傾向があったが、区全体でも3時間以上の割合が約3割を占めている。



(4) 事後個別相談

ア 日時 令和6年3月9日(土) 午後1時30分～4時

イ 場所 足立区役所12階会議室

ウ 参加人数 8人(4組)

(5) その他

区保健師等による事前指導および事後指導を実施

4 今後の方針

小学校については、令和6年度以降、区内各校の貧血及び糖尿病等のリスクの高い児童に対象者を絞って健診を実施し、生活習慣病予防の早期動機づけを行う。

なお、新たに区保健師等による生活習慣病予防の出前教室を実施し、生活習慣病及び生活習慣がおよぼすからだへの影響の意識づけや、からだによい生活習慣のきっかけづくりを強化していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 4 月 9 日

件名	令和6年度公設民営保育園の次期指定管理者公募について																		
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課																		
内 容	令和7年度末で指定管理期間が終了する公設民営保育園について、令和6年度に次期指定管理者の選定が必要である。 ついては、以下のとおり次期指定管理事業者の公募型プロポーザルによる選定を実施する。																		
	1 該当となる公設民営保育園																		
	<table><tr><th>園名</th><th>住所</th><th>現指定管理者</th></tr><tr><td>やよい</td><td>中央本町一丁目9番3－105号</td><td>社会福祉法人博友会</td></tr><tr><td>さつき</td><td>江北一丁目15番3－103号</td><td>社会福祉法人江北会</td></tr><tr><td>せきや</td><td>千住関屋町16番1号</td><td>社会福祉法人桑の実会</td></tr><tr><td>興本</td><td>扇三丁目24番14号</td><td>社会福祉法人太陽会</td></tr><tr><td>竹の塚北</td><td>竹の塚六丁目18番2号</td><td>社会福祉法人三樹会</td></tr></table>	園名	住所	現指定管理者	やよい	中央本町一丁目9番3－105号	社会福祉法人博友会	さつき	江北一丁目15番3－103号	社会福祉法人江北会	せきや	千住関屋町16番1号	社会福祉法人桑の実会	興本	扇三丁目24番14号	社会福祉法人太陽会	竹の塚北	竹の塚六丁目18番2号	社会福祉法人三樹会
	園名	住所	現指定管理者																
	やよい	中央本町一丁目9番3－105号	社会福祉法人博友会																
	さつき	江北一丁目15番3－103号	社会福祉法人江北会																
	せきや	千住関屋町16番1号	社会福祉法人桑の実会																
	興本	扇三丁目24番14号	社会福祉法人太陽会																
	竹の塚北	竹の塚六丁目18番2号	社会福祉法人三樹会																
	2 次期指定管理期間																		
<table><tr><th>園名</th><th>期間〔年数〕</th></tr><tr><td>やよい</td><td>令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕</td></tr><tr><td>さつき</td><td>令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕</td></tr><tr><td>せきや</td><td>令和8年4月1日から令和16年3月31日〔8年〕</td></tr><tr><td>興本</td><td>令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕</td></tr><tr><td>竹の塚北</td><td>令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕</td></tr></table>	園名	期間〔年数〕	やよい	令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕	さつき	令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕	せきや	令和8年4月1日から令和16年3月31日〔8年〕	興本	令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕	竹の塚北	令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕							
園名	期間〔年数〕																		
やよい	令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕																		
さつき	令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕																		
せきや	令和8年4月1日から令和16年3月31日〔8年〕																		
興本	令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕																		
竹の塚北	令和8年4月1日から令和18年3月31日〔10年〕																		
(1) せきや保育園を除く各園について ア 都営住宅併設の保育園であり、比較的新しい建物である（この中で最も古い建物であるやよい保育園が平成9年に竣工された）。 イ いずれの地域においても、保育の需要があることから、原則どおり次期指定管理期間を10年間とする。																			
(2) せきや保育園について ア 千寿第八小学校に併設されており、現在千住大川端地区の再開発計画において、保育園の在り方についても検討が進められている。 イ せきや保育園の存続等について令和14年度に検証を行うこととしており、その検証結果によっては移転・閉園の可能性もあることから、次期指定管理期間を8年間とする。																			
3 選定審査会について																			
(1) 委員の構成 学識経験者4名、区内関係団体代表者2名、区職員3名、計9名																			
(2) 審査内容 ア 書類審査（審査会の前に、東京税理士会に財務診断を依頼予定）																			

- イ プレゼンテーションによる審査
- (3) 候補事業者の公表時期
- 審査会後に区ホームページで公表予定

4 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
4月25日	公募開始 (募集要項をあだち広報・ホームページに掲載)
5月中旬	各施設において施設見学会を実施
6月上旬	応募申請締切 税理士による財務診断の実施
7月上旬	第1次選定審査会 (各施設の応募が3者以下の場合は省略)
8月上旬	第2次選定審査会 (各施設の候補者1者を選定)
8月下旬	社会保険労務士による労働条件審査の実施
10月下旬	第4回定例会に議案として提出
令和7年度	次期指定管理者が変更となった場合、1年間かけて引継ぎを実施(変更がない場合は省略)
令和8年度～	次期指定管理者・期間で運営

教 育 委 員 会 報 告

令和6年4月9日

件名	令和6年度学童保育室事業者選定の概要について																																													
所管部課名	子ども家庭部学童保育課																																													
内 容	「足立区学童保育室整備計画」の見直しに基づき、令和7年4月1日開設の民設学童保育室23地区25室を公募する。また、指定管理期間満了に伴う指定管理者学童保育室2施設を公募し、事業者を選定する。 1 民設学童保育室の公募について (1) 募集概要 ア 一次募集 令和7年度に超過見込数が多い地区を優先して、次の12地区14室に対して募集を行う。 【表1】一次募集予定地区（募集定員は予定） <table><tr><th>No</th><th>地区</th><th>室数</th><th>定員</th></tr><tr><td>1</td><td>綾瀬</td><td>2室</td><td>各40人程度</td></tr><tr><td>2</td><td>平野・島根</td><td>2室</td><td>各40人程度</td></tr><tr><td>3</td><td>千住西</td><td>1室</td><td>50人程度</td></tr><tr><td>4</td><td>千住桜木・千住河原町</td><td>1室</td><td rowspan="6">40人程度</td></tr><tr><td>5</td><td>興本・扇</td><td>1室</td></tr><tr><td>6</td><td>梅島</td><td>1室</td></tr><tr><td>7</td><td>伊興北</td><td>1室</td></tr><tr><td>8</td><td>鹿浜</td><td>1室</td></tr><tr><td>9</td><td>西新井本町・江北</td><td>1室</td></tr><tr><td>10</td><td>西綾瀬・足立</td><td>1室</td><td rowspan="3">30人程度</td></tr><tr><td>11</td><td>関原</td><td>1室</td></tr><tr><td>12</td><td>保塚・南花畑</td><td>1室</td></tr></table>	No	地区	室数	定員	1	綾瀬	2室	各40人程度	2	平野・島根	2室	各40人程度	3	千住西	1室	50人程度	4	千住桜木・千住河原町	1室	40人程度	5	興本・扇	1室	6	梅島	1室	7	伊興北	1室	8	鹿浜	1室	9	西新井本町・江北	1室	10	西綾瀬・足立	1室	30人程度	11	関原	1室	12	保塚・南花畑	1室
No	地区	室数	定員																																											
1	綾瀬	2室	各40人程度																																											
2	平野・島根	2室	各40人程度																																											
3	千住西	1室	50人程度																																											
4	千住桜木・千住河原町	1室	40人程度																																											
5	興本・扇	1室																																												
6	梅島	1室																																												
7	伊興北	1室																																												
8	鹿浜	1室																																												
9	西新井本町・江北	1室																																												
10	西綾瀬・足立	1室	30人程度																																											
11	関原	1室																																												
12	保塚・南花畑	1室																																												

イ 二次募集

令和 7 年度に超過が見込まれる 1 1 地区 1 1 室で募集を行う。

※ 二次募集は、6 月に補正予算を計上し、予算案が可決された場合に実施する。

【表 2】二次募集予定地区

No	地区	室数	定員
1	中川	1 室	30 人程度
2	江南	1 室	
3	竹の塚・六月	1 室	
4	伊興南	1 室	
5	千住東	1 室	
6	加平	1 室	
7	千住関屋	1 室	
8	青井	1 室	
9	保木間	1 室	
10	梅田	1 室	
11	中央本町	1 室	

(2) 選定審査会の委員構成（予定）

合計 5 人の委員で構成、委員の内訳は以下のとおり。

委員区分	役職・所属	人数
学識経験者	大学教授等	1 人
区 民 委 員	区内団体推薦	2 人
区 職 員	管 理 職	2 人

(3) 選定にかかるスケジュール（予定）

	一次募集	二次募集
令和 6 年 5 月	① 募集要領公表	
6 月	① 事前説明会 ② 応募受付開始	
7 月	① 応募受付終了	① 募集要領公表 ② 事前説明会 ③ 応募受付開始
8 月	① 選定審査会開催 ② 事業者の特定	① 応募受付終了
9 月		① 選定審査会開催 ② 事業者の特定

2 指定管理者学童保育室の公募について

令和7年3月31日の指定管理期間満了に伴い、次期指定管理者の公募型プロポーザルによる選定を実施する。

(1) 対象施設（2施設）

施設名	足立学童保育室
施設所在地	足立区足立三丁目11番5号 (足立小学校内)
現指定管理者	社会福祉法人桑の実会 (埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目 2823番地12)

施設名	つばみ学童保育室
施設所在地	足立区西新井四丁目34番1号 (西新井第二小学校内)
現指定管理者	株式会社マミー・インターナショナル (神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地 グランビュビル5階)

(2) 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

(3) 選定審査会の委員構成（予定）

合計5人の委員で構成、委員の内訳は以下のとおり。

委員区分	役職・所属	人数
学識経験者	大学教授等	1人
区民委員	区内団体推薦	2人
区職員	管理職	2人

(4) 選定にかかるスケジュール（予定）

	内 容
令和6年5月	① 募集要領公表
6月	① 事前説明会 ② 応募受付開始
7月	① 応募受付終了
8月	① 第1回選定審査会
9月	① 第2回選定審査会 ② 指定管理候補者の特定

教 育 委 員 会 報 告

令和6年4月9日

件 名	足立区ギャラクシティ（こども未来創造館、西新井文化ホール及び子育てサロン西新井）指定管理者の公募について																		
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課 地域のちから推進部住区推進課																		
内 容	足立区ギャラクシティ（こども未来創造館、西新井文化ホール及び子育てサロン西新井）の大規模改修工事について、工事開始時期を延期したため、指定管理者を以下のとおり公募する。 1 指定期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間） 2 スケジュール（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程（令和6年）</th><th>項 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月25日</td><td>あだち広報に募集記事掲載</td></tr> <tr> <td>4月25日</td><td>区ホームページに募集要項掲載</td></tr> <tr> <td>5月10日</td><td>募集説明会</td></tr> <tr> <td>6月12日</td><td>応募書類提出締切</td></tr> <tr> <td>7月中旬 ～8月中旬</td><td>選定審査会 （書類審査・プレゼンテーション）</td></tr> <tr> <td>10月中旬</td><td>指定管理者候補者の選定</td></tr> <tr> <td>11月中旬</td><td>教育委員会に指定管理者指定の議案提出</td></tr> <tr> <td>12月上旬</td><td>区議会に指定管理者指定の議案提出</td></tr> </tbody> </table> 3 選定審査会委員 6名（学識経験者2名、区民2名、区職員2名） 4 今後の方針 （1）スケジュールに沿って遺漏のないよう選定を進めていく。 （2）特命・調査担当課から示された「短期間の指定期間の取り扱い」に基づき選定を進めていく。	日程（令和6年）	項 目	4月25日	あだち広報に募集記事掲載	4月25日	区ホームページに募集要項掲載	5月10日	募集説明会	6月12日	応募書類提出締切	7月中旬 ～8月中旬	選定審査会 （書類審査・プレゼンテーション）	10月中旬	指定管理者候補者の選定	11月中旬	教育委員会に指定管理者指定の議案提出	12月上旬	区議会に指定管理者指定の議案提出
日程（令和6年）	項 目																		
4月25日	あだち広報に募集記事掲載																		
4月25日	区ホームページに募集要項掲載																		
5月10日	募集説明会																		
6月12日	応募書類提出締切																		
7月中旬 ～8月中旬	選定審査会 （書類審査・プレゼンテーション）																		
10月中旬	指定管理者候補者の選定																		
11月中旬	教育委員会に指定管理者指定の議案提出																		
12月上旬	区議会に指定管理者指定の議案提出																		

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年4月9日

件 名	一般財団法人ロートこどもみらい財団の体験プログラム実施について
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内 容	1 目 的 特定分野に特異な才能のある児童・生徒に対する居場所を提供する。 子どもが自ら自分の個性を見つめ、発見・探求し続けられる“居場所”を財団が提供し、子どもたちが自分の進むべき道を見据えていく。 2 実施内容 ロートこども未来財団主催 財団卒業生が作成したクイズやかるたを親子で楽しみながら、異文化理解・マイノリティ&マジョリティ・世界平和等を楽しく学んだ。 3 開催日時 令和6年2月23日（祝） 午前10時25分～正午 こども支援センターげんき5階 研修室3 4 参加人数 特別支援教室を利用している2年生から6年生までの児童 9家族21人 5 その他 荒木代表より財団の説明を受けた保護者から、『我が子が好きなのは爬虫類、マニアック過ぎてしまい友達と会話が合わない』の意見も聞かれた。参加者の中には発達特性が強すぎて不登校になっている（いわゆるギフテッド）児童もいた。 保護者は、我が子の個性をどう伸ばしていくか迷っていた様子。今後は児童の探求心を伸ばすため、財団プログラムに参加していく。 6 今後に向けて 教育委員会が後援し、区内施設の利用をしやすい必要がある。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年4月9日

件 名	特別支援教育研究推進モデル校報告会について
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内 容	1 参加者 区内小中学校の各校から1名以上の参加を募り、当日は、特別支援教育担当教員等が105名参加した。 2 研修内容 (1) 学校教育におけるユニバーサルデザインに関する講義 (講師) 足立区特別支援教育アドバイザー (2) 特別支援教育研究推進モデル校による実践報告 (報告者) 綾瀬小学校及び谷中中学校の教員 足立区特別支援教育アドバイザー (3) パネルディスカッション 3 日時及び場所 令和6年2月26日(月) 14時30分から16時30分まで こども支援センターげんき5階 研修室3 4 成果 報告会に参加した97%の教員から自校において実践に活かせるとのアンケート結果があり、ユニバーサルデザイン教育の推進や特別支援教育の理解促進につながった。 5 令和6年度の方針 モデル校は令和5年度をもって終了とするが、ユニバーサルデザイン教育を取り入れた授業作りなどの実践を行ったことで、区内小中学校に対して良い実践を広げる成果につながった。これを踏まえて、令和6年度以降も、全校の管理職と教員を対象とした研修により、ユニバーサルデザイン教育を一層推進していく。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年4月9日

件 名	「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」の開催について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」は、これまで年1回開催してきたが、不登校の子をもつ保護者同士の語り合いの機会をさらに充実させるため、今年度は回数を3回に増やし開催する。 については第1回目の開催について情報提供する。 1 目的 不登校児童・生徒に対する保護者の理解を深め、保護者同士の交流を図る。 2 実施日時 令和6年6月1日（土）13時30分～16時20分 3 会場 勤労福祉会館 2階 第1ホール 4 対象者 不登校の子をもつ保護者 主に、小・中学生の保護者（高校生の保護者も参加可） 5 定員 100人程度 （オンライン受講者を含む。会場での参加者は50人まで） 6 内容 （1）講演会：講師 伊藤亜矢子氏（学習院大学教授、臨床心理士） （2）保護者交流会 7 その他 （1）講演会のみオンライン受講可 （2）2回目以降は会場を変更し、9月と11月に開催予定

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 6 年 4 月 9 日

件名	令和 6 年度区立学校周年記念式典実施日の変更について			
所管部課名	学校運営部学校支援課			
内 容	令和 6 年度の区立小・中学校周年記念の式典等については、1 月 1 1 日開催の教育委員会で情報連絡したが、東綾瀬中学校の実施日に変更があったため、再度情報連絡する。			
	小学校 5 校・中学校 3 校			
	実施予定日	学校名	周年数	開校年月
	11 月 2 日（土）	北三谷小学校	70 周年	昭和 30 年 2 月
	11 月 9 日（土）	千寿双葉小学校	20 周年	平成 17 年 4 月
		西新井中学校	50 周年	昭和 50 年 4 月
	11 月 16 日（土）	梅島第二小学校	80 周年	昭和 19 年 6 月
		千寿桜堤中学校	20 周年	平成 17 年 4 月
	11 月 30 日（土）	江北小学校	150 周年	明治 7 年 11 月
		西新井第二小学校	60 周年	昭和 39 年 9 月
12 月 7 日（土）	東綾瀬中学校	60 周年	昭和 39 年 4 月	
※ 東綾瀬中は 10 月 26 日（土）から 12 月 7 日(土)に変更				

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年4月9日

件 名	東綾瀬中学校の新校舎移転について
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内 容	現在改築工事中の東綾瀬中学校について、令和6年10月21日から新校舎での学校運営を開始する。これに伴い、新校舎への移転作業を以下のとおり行う予定である。 1 概要 (1) 新校舎住所 綾瀬三丁目23番14号 (2) 新校舎運営開始日 令和6年10月21日 (3) 移転作業日程 令和6年10月12日から同月20日まで (4) 移転作業に伴う変更点等 ア 夏休みを4日間短縮して8月26日までとする。 イ 夏休み短縮分の振替えとして10月15日から18日の4日間を休校とする。 ウ 新校舎運営開始後も、引き続き校庭改修工事を行う。 ※ 令和6年中に完了予定。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 6 年 4 月 9 日

件 名	令和 6 年度区立小中学校の改築・保全工事予定について																															
所管部課名	学校運営部 学校施設管理課 施設営繕部 中部地区建設課、東部地区建設課、西部地区建設課																															
内 容	令和 6 年度に行う区立小中学校の改築、保全等工事予定について報告する。 1 工事別対象校数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改築工事</td><td>1 校（東湊江小学校）</td><td>1 校（東綾瀬中学校）</td></tr> <tr> <td>全体保全工事</td><td>4 校 ① 東加平小学校 ② 六木小学校 ③ 西保木間小学校 ④ 古千谷小学校</td><td>4 校 ① 花畑北中学校 ② 花保中学校 ③ 六月中学校 ④ 入谷中学校</td></tr> <tr> <td>保全工事</td><td>3 3 校</td><td>1 5 校</td></tr> <tr> <td>バリアフリー トイレ設置工事</td><td>6 校</td><td>1 校</td></tr> </tbody> </table> 2 学校別工事内容 P 7 6 ～ 7 7 「令和 6 年度 学校工事予定表」参照。 3 令和 5 年度実績（主管課工事及び緊急工事等計画外除く。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事発注 予定件数</td><td>1 2 9 件</td><td>7 5 件</td></tr> <tr> <td>工事实施件数 (未実施数)</td><td>1 2 7 件（2 件）</td><td>7 4 件（1 件）</td></tr> <tr> <td>履行率</td><td>約 9 8 %</td><td>約 9 9 %</td></tr> <tr> <td>工事未実施の 理由</td><td> ① 教室内装改修工事 事業者の専任技術者の確保が困難だった等の理由から、入札が 3 回不調になり、年度内の工期確保が困難となったため。 ② 高圧ケーブル改修工事 高圧ケーブルの調達の見通しが立たなかつ </td><td> ③ ガラス改修工事 工事实施にあたっての詳細調査の結果、ガラス改修工事を実施するためには、サッシ改修が必要と判断し、ガラス改修工事を先送りした。 </td></tr> </tbody> </table>		工事種別	小学校	中学校	改築工事	1 校（東湊江小学校）	1 校（東綾瀬中学校）	全体保全工事	4 校 ① 東加平小学校 ② 六木小学校 ③ 西保木間小学校 ④ 古千谷小学校	4 校 ① 花畑北中学校 ② 花保中学校 ③ 六月中学校 ④ 入谷中学校	保全工事	3 3 校	1 5 校	バリアフリー トイレ設置工事	6 校	1 校	項目	小学校	中学校	工事発注 予定件数	1 2 9 件	7 5 件	工事实施件数 (未実施数)	1 2 7 件（2 件）	7 4 件（1 件）	履行率	約 9 8 %	約 9 9 %	工事未実施の 理由	① 教室内装改修工事 事業者の専任技術者の確保が困難だった等の理由から、入札が 3 回不調になり、年度内の工期確保が困難となったため。 ② 高圧ケーブル改修工事 高圧ケーブルの調達の見通しが立たなかつ	③ ガラス改修工事 工事实施にあたっての詳細調査の結果、ガラス改修工事を実施するためには、サッシ改修が必要と判断し、ガラス改修工事を先送りした。
工事種別	小学校	中学校																														
改築工事	1 校（東湊江小学校）	1 校（東綾瀬中学校）																														
全体保全工事	4 校 ① 東加平小学校 ② 六木小学校 ③ 西保木間小学校 ④ 古千谷小学校	4 校 ① 花畑北中学校 ② 花保中学校 ③ 六月中学校 ④ 入谷中学校																														
保全工事	3 3 校	1 5 校																														
バリアフリー トイレ設置工事	6 校	1 校																														
項目	小学校	中学校																														
工事発注 予定件数	1 2 9 件	7 5 件																														
工事实施件数 (未実施数)	1 2 7 件（2 件）	7 4 件（1 件）																														
履行率	約 9 8 %	約 9 9 %																														
工事未実施の 理由	① 教室内装改修工事 事業者の専任技術者の確保が困難だった等の理由から、入札が 3 回不調になり、年度内の工期確保が困難となったため。 ② 高圧ケーブル改修工事 高圧ケーブルの調達の見通しが立たなかつ	③ ガラス改修工事 工事实施にあたっての詳細調査の結果、ガラス改修工事を実施するためには、サッシ改修が必要と判断し、ガラス改修工事を先送りした。																														

		たため、工事を先送りした。	
	今後の対応	① 教室内装改修工事 専任技術者確保のため、令和6年度は他の小規模工事との一括発注を検討するとともに、早期の契約発注に努める。 ② 高圧ケーブル改修工事 令和6年度に高圧ケーブルの調達の見通しが立ち次第、速やかに工事発注する。	③ ガラス改修工事 令和6年度にサッシ改修の設計と工事を行い、サッシ改修工事に合わせてガラス改修工事を行う。

令和6年度 学校工事予定表

令和6年4月1日現在

1 小学校

工事種別	校 名	件 名	件 名	件 名
改築工事	東瀬江小学校	解体・建築工事（秋～次年度以降継続）	電気設備工事（秋～次年度以降継続）	空調・給排水衛生設備工事（秋～次年度以降継続）
全体 保全工事	東加平小	内装改修その他工事（夏秋工事） 電気・放送・自動火災報知設備改修工事（夏秋工事）	校庭改修その他工事（秋冬工事）	給排水設備改修工事（夏秋工事）
	六木小	内装改修工事（夏秋工事）	電気設備改修工事（夏～冬工事）	
	西保木間小	校庭改修工事（夏～秋工事）		
	古千谷小	外壁・内装改修、屋上防水工事（夏秋工事）	校舎給水設備改修工事（夏秋工事）	
	弘道第一小	プール改修その他工事（夏秋工事）	給食場系統屋外給水管改修工事（夏秋工事）	
保全工事	北三谷小	プール改修工事（夏～冬工事）		
	寺地小	けやき教室床改修工事（夏工事）		
	弘道小	外壁改修その他工事（夏秋工事）	照明改修工事（夏秋工事）	
	中川小	外壁改修その他工事（夏秋工事）	校庭照明設置工事（夏秋工事）	
	東栗原小	教室床改修工事（夏工事）		
	足立小	外壁改修その他工事（夏工事）		
	中川北小	教室床改修工事（夏）	増圧給水設備改修その他工事（夏工事）	
	弥生小	保健室空調機改修工事（夏工事）	教室内装改修工事（夏）	
	長門小	電灯コンセント設備改修工事（夏～冬工事）		
	花保小	電灯コンセント設備その他改修工事（夏秋工事）		
	興本小	外壁及び屋上改修工事（夏～冬工事）		
	栗原北小	教室等床、屋上防水改修工事（夏秋工事）		
	栗原小	外柵改修工事（秋冬工事）		
	島根小	間仕切りその他改修工事（夏工事）	屋上防水（夏秋工事）	
	足立入谷小	校舎、体育館照明改修、校庭照明新設工事（夏～冬工事）		
	梅島第一小	自動火災報知設備、放送設備改修工事（秋冬工事）		
	梅島第二小	体育館照明、校庭照明新設工事（夏秋工事）		
	舎人第一小	自動火災報知設備、放送設備改修工事（秋冬工事）	増圧給水設備改修その他工事（夏秋工事）	
	千寿本町小	自動火災報知設備（夏～冬工事）		
	西伊興小	屋上防水・外壁改修工事（夏～秋工事）		
	舎人小	給食場改修、スロープ新設工事（夏工事）		
	東伊興小	屋上防水・外壁・プールサイド改修工事（夏～秋工事）		
	桜花小	増圧給水設備改修その他工事（夏秋工事）		
	西新井第一	校庭改修、北側舗装改修（夏～冬工事）	給食室床改修工事（夏工事）	
	西新井第二小	スポーツ照明改修工事（夏秋工事）	増圧給水設備改修その他工事（夏秋工事）	
	保木間小	体育館照明改修、校庭照明新設工事（夏秋工事）	教室床及び間仕切り改修工事（夏工事）	

※ 現場状況や今後の社会情勢等により、工事予定が変更になる可能性がございます。

令和6年度 学校工事予定表

令和6年4月1日現在

2 中学校

工事種別	校 名	件 名	件 名	件 名
改築工事	東綾瀬中学校	建築工事（前年度～秋工事）	電気設備工事（前年度～秋工事）	空調・給排水衛生設備工事（前年度～秋工事）
全体 保全工事	花畑北中	内装改修工事（夏秋工事）	増圧給水、給水管、マンホールトイレ工事（夏秋工事）	電気設備改修工事（夏～冬工事）
	花保中	内装改修工事（夏秋工事） 電気設備改修工事（夏秋工事）	体育館改修工事（秋冬工事）	マンホールトイレ、高架水槽、空調工事（夏～冬工事）
	六月中	校舎北側内装改修（夏工事）	プール棟改修（秋～冬工事）	校舎・プール・給食場給水設備改修工事（夏～秋工事）
	入谷中	スポーツ照明改修工事（夏秋工事）	外壁、屋上、サッシ改修工事（通年工事※次年度継続）	校舎給水設備改修工事（夏～秋工事）
保全工事	千寿桜堤中	照明設備改修工事（夏～冬工事）		
	第一中	照明設備、校庭照明改修工事（夏～冬工事）		
	蒲原中	外壁改修その他工事（夏秋工事）		
	栗島中	体育館床改修工事（夏工事）	給水管改修その他工事（夏秋工事）	
	青井中	職員室空調設備改修工事（秋工事）		
	花畑中	小荷物専用昇降機設備その他改修工事（夏秋工事）		
	扇中	給食場改修工事（夏工事）		
	第五中	プール改修工事（春夏工事）		
	入谷南中	給食室内装改修工事（夏工事）	増圧給水設備改修その他工事（夏秋工事）	
	竹の塚中	屋上防水、外壁改修工事（夏～秋工事）		
	伊興中	外構改修工事（夏工事）	図書室空調設備設置工事（夏秋工事）	
	第十四中	間仕切り改修工事（夏工事）		
	新田中	体育館床、テニスコート改修工事（夏工事）	外壁、屋上防水改修工事（秋～次年度春工事）	
	西新井中	校舎給水設備改修工事（夏秋工事）		
	加賀中	外壁改修、屋上防水、体育館床（夏～冬工事）	自動火災報知設備改修工事（夏工事）	

※ 現場状況や今後の社会情勢等により、工事予定が変更になる可能性があります。

3 給食調理室給湯器改修工事・バリアフリースイートイレ設置工事対象校

種別	小学校	中学校
給食調理室 給湯器改修 工事 (夏工事)	千寿常東小、宮城小、長門小、花畑西小、中川東小、弥生小、東綾瀬小、西新井小、舎人第一小、栗原北小、舎人小（11校）	栗島中、入谷南中（2校）
バリアフ リースイ ートイレ 設置工事	栗島小、桜花小、長門小、梅島第一小、寺地小、扇小（6校）	江南中（1校）

※ 現場状況や今後の社会情勢等により、工事予定が変更になる可能性があります。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年4月9日

件 名	「足立区育英資金」の返済猶予について				
所管部課名	学校運営部学務課				
内 容	「足立区育英資金」の返済猶予について、令和6年度より以下のとおり運用を変更する。 1 概要 「足立区育英資金」の返済猶予は、新型コロナウイルス感染症による経済的に困難な事情を始めとして、奨学金の返済が困難な場合に対して『返済期限を1年間猶予（猶予期間の1年間延長）する』という制度で、令和2年度より運用を開始した。 そのような中で、令和5年度より新型コロナウイルス感染症が『2類から5類』に変更となったことにより、返済猶予の運用を以下のとおり変更する。 ※ 条例等の改正はなし 2 返還猶予の対象事情 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>新型コロナウイルス感染症を始めとした経済的困難な方</u> <u>を始めとして、災害、傷病、失業などの事情により、奨学金の返済が困難な場合に対して、返還期限を1年間猶予する。</u> </td><td> <u>災害、疾病・傷病、事業廃止・休止等による経済的困難な事情により、奨学金の返済が困難な場合に対して、返還期限を1年間猶予する。</u> </td></tr> </tbody> </table> 3 他所管における「猶予制度」 納税課において、上記のような事情等により納税することができない場合に、当該者からの申請により、1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる「猶予制度」がある。 4 今後のスケジュール 令和6年度より運用する。	変更前	変更後	<u>新型コロナウイルス感染症を始めとした経済的困難な方</u> <u>を始めとして、災害、傷病、失業などの事情により、奨学金の返済が困難な場合に対して、返還期限を1年間猶予する。</u>	<u>災害、疾病・傷病、事業廃止・休止等による経済的困難な事情により、奨学金の返済が困難な場合に対して、返還期限を1年間猶予する。</u>
変更前	変更後				
<u>新型コロナウイルス感染症を始めとした経済的困難な方</u> <u>を始めとして、災害、傷病、失業などの事情により、奨学金の返済が困難な場合に対して、返還期限を1年間猶予する。</u>	<u>災害、疾病・傷病、事業廃止・休止等による経済的困難な事情により、奨学金の返済が困難な場合に対して、返還期限を1年間猶予する。</u>				

事業実施報告（３月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	3 日（日） 10 日（日） 17 日（日） 24 日（日） 31 日（日）	新田地域学習センター他	14 人
第 15 回「あだち子ども百人一首大会」	2 日（土）	総合スポーツセンター	296 人
あだち日曜教室	10 日（日）	梅田地域学習センター	26 人

事業実施予定（４月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	14 日（日）	梅田地域学習センター	35 人
ジュニアリーダー研修会	20 日（土） 21 日（日）	江北小学校	70 人
	20 日（土） 27 日（土）	本木小学校	70 人
	21 日（日） 28 日（日）	西新井第一小学校	70 人
	27 日（土） 28 日（日）	千寿本町小学校	70 人
	29 日（月）	梅田地域学習センター	70 人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年4月9日

件名	私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について																	
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、私立保育園課																	
内 容	私立認可保育所に対して実施した、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。																	
	1 検査の概要																	
	<table><tr><td colspan="2">実施期間</td><td>8月28日（月） ～12月13日（水）</td></tr><tr><td colspan="2">実施施設数 [2年に1回検査実施]</td><td>56施設 （全113施設中）</td></tr><tr><td rowspan="2">文書指摘</td><td>指摘件数</td><td>15件</td></tr><tr><td>改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]</td><td>11件</td></tr><tr><td rowspan="2">口頭指導</td><td>指導件数</td><td>65件</td></tr><tr><td>改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]</td><td>24件</td></tr></table>		実施期間		8月28日（月） ～12月13日（水）	実施施設数 [2年に1回検査実施]		56施設 （全113施設中）	文書指摘	指摘件数	15件	改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]	11件	口頭指導	指導件数	65件	改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]	24件
	実施期間		8月28日（月） ～12月13日（水）															
	実施施設数 [2年に1回検査実施]		56施設 （全113施設中）															
	文書指摘	指摘件数	15件															
		改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]	11件															
	口頭指導	指導件数	65件															
		改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]	24件															
	◎ 文書指摘は支援法等関係法令等に違反する事項																	
◎ 口頭指導は支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用																		
※ 改善確認中の施設へは必要な書類の提出を求めるとともに、今後の巡回訪問等現地訪問の機会に確認を行う。																		
2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較																		
私立認可保育所 令和4年度 令和5年度 <table><thead><tr><th>項目</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>文書指摘</td><td>32</td><td>15</td></tr><tr><td>口頭指導</td><td>104</td><td>65</td></tr></tbody></table>		項目	令和4年度	令和5年度	文書指摘	32	15	口頭指導	104	65								
項目	令和4年度	令和5年度																
文書指摘	32	15																
口頭指導	104	65																

	3 検査結果の特徴 検査対象施設数は56施設で令和4年度（59施設）とほぼ同じだが、文書指摘は昨年度の半分以下、口頭指導は約6割と減少した。以下により指導検査基準の内容が浸透したこと、指導の改善が進んだことが結果につながったと考えられる。 ア 各施設が区指導検査受検を2回目、3回目と回数を重ねてきたこと。 イ 各施設の園長が出席する私立園長会において、検査結果及び改善方法の資料を作成して説明を行うとともに、検査実施前に指導検査基準表の改定箇所について説明を行ったこと。 4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応（詳細は次頁以降参照） 5 今後の方針 （1）巡回訪問等、現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに指導・支援の強化を図る。 （2）文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上で公表する。
--	--

検査結果と改善への対応（認可保育所）

※ 括弧書きは令和4年度件数

文 書 指 摘	1 事故報告が行われていない：6件（10件）
	➡ 施設長が報告対象事故の認識が不十分のため、区への報告が行われていなかった。事故等の情報を区と共有することの必要性を伝え、所管課が発出している報告対象の事故について記載された通知を全職員に周知し、当該施設の事故対応マニュアルに区への報告を追記するよう指導した。
	2 前期末支払資金残高の取崩しが不適正である：5件（3件）
	➡ 前期からの繰越剰余金を原資として本部経費へ繰入を行った際、保育所運営費等の運用に係る国通知の理解不足により、繰入上限額を超過してしまった。改めて会計担当者等に対し国通知の説明を行い、当該通知の遵守と超過分の園会計への返戻を指導した。
	3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない：1件（0件）
	➡ 検査当日、職員が保育準備の制作作業を優先して、睡眠中の呼吸を確認しチェック表に記入する等事故防止対策を怠っていた。睡眠中の観察及び記録の意義や重要性を説明の上、改めて全職員に徹底し、施設長等が睡眠の状況の巡回等を行い、職員が実践していることを確認するよう指導した。
	4 教育・保育施設の自己評価を行っていない：1件（3件）
	➡ 前施設長が失念し、前年度の施設の自己評価が実施されていなかった。「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用等、実施方法の事例及び園内掲示や各家庭配付等保護者への公表の仕方について具体的に指示した。
	5 子ども一人一人の人格を尊重した教育・保育を行っていない：1件（2件）
	➡ 保育者が子どもを見下ろしながら威圧的な態度で注意する等、行き過ぎた対応が確認された。検査当日、施設長に対し子どもの人権について指導した上で、法人及び施設として再発防止のための組織的な取組や職員育成計画等の改善策を提示するよう指示した。
	6 子どもの事故防止に配慮していない：1件（0件）
	➡ プール遊びの際は専任の監視者を立てていたが、水遊びの際は、専任の監視者が立てられていなかった。水を溜める水遊びでは、溺水等のリスクがあることからプール遊び同様に専任の監視者を立てる必要性があるため、水遊び・プール遊びのマニュアルにその旨追記し、全職員に周知徹底を行うことを指導した。

1 職員配置に関する申請内容が一部不適正である：14件（16件）

➡ 職員の退職や異動、長期の休暇等により、職員配置状況に変更があった際の区への届出が施設側の失念等により漏れ、人件費等運営費の返還が生じた。改めて服務担当者等に対し職員配置基準を説明し、施設所管課より運営費の返還を指導した。

2 新入園児の乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である：10件（25件）

➡ 施設長による職員への周知徹底がされておらず、入園当初に横向きで寝ている記録が確認された。子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状態など一人一人の状況を把握できるまでの間（新入園児等）は、必ず仰向けに寝かせることを施設全体で取り組むよう指導した。

3 地域の子育て家庭に対して援助を行っていない：5件（17件）

➡ コロナ禍において情報発信や支援の提供方法がわからず、地域の家庭に対する支援が行われていなかった。電話による育児相談、SNSによる離乳食調理講座の配信等、様々な取組の事例を具体的に伝え、創意工夫により地域の子育て支援を積極的に行うよう指導した。

4 事故防止及び事故発生時対応のためのマニュアルが一部未作成：5件（5件）

➡ 施設運営法人や施設長が備えるべきマニュアルの必要性を十分理解しておらず、事故防止のために策定すべきマニュアルや不審者マニュアルなど一部に未作成のものがあつた。基本のマニュアルを作成し、全職員で共通認識のもとに保育を実践し、子どもの安全確保に取り組むよう指導した。

5 決算書類に軽微な瑕疵があつた：4件（4件）

➡ 職員のケアレスミス等により、小口現金出納帳等と領収書等証憑書類の金額に相違している箇所があつた。各種帳簿の作成にあたっては、証憑書類等との突合を漏れなく行い、相違が出ないように指導した。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年4月9日

件 名	保育施設見学予約システムの実証実験の参加について
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課 政策経営部 I C T戦略推進担当課
内 容	1 概要 こども家庭庁は、保護者の保活に係る負担を軽減し、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活がワンストップで完結できるよう整備を進めている。 その一つとして、保育入所申請前に保護者が施設見学予約をオンラインでできるサービスを東京都が実証実験する。足立区として実証実験への参加を検討する。 2 参加予定保育施設 認可保育施設30園の参加を想定 3 課題 募集期間が短いため、私立認可保育施設の実験参加希望施設を早急に調査する必要がある。 4 スケジュール 令和6年3月22日実施済 都説明会 令和6年 5月 参加決定 令和6年10月 実証実験開始

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(3月)

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「ロボットプログラミング入門」	3/6(水)	舎人第一小学校	26 人
	3/8(金)	足立小学校	26 人
	3/18(月)	西保木間小学校	15 人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「スポーツスタッキング」	3/6(水)、8(金)	新田小学校	28 人
	3/11(月)	桜花小学校	9 人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「植物クラフト(どんぐりコマ)」	3/12(火)	千寿小学校	24 人
読み語りキャラバン in くすのき保育園	3/13(水)	くすのき保育園	30 人
足立ジュニア吹奏楽団 プラスキッズ 1/27(土)～3/24(日) 計 6 回	3/9(土)、22(金)	島根小学校	各日 4 人
	3/24(日)	西新井文化ホール	
足立ジュニア吹奏楽団 第 34 回定期演奏会	3/24(日)	西新井文化ホール	550 人
足立ジュニア吹奏楽団 卒団式	3/24(日)	西新井文化ホール	50 人 卒団員 9 人

事業実施予定(4月)

行事名	実施日	会場	予定人数
足立ジュニア吹奏楽団 入団式	4/27(土)	西新井文化ホール	50 人